

令和5年第4回(12月)川南町議会定例会会議録

令和5年12月5日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

令和5年12月5日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 児玉 助壽 君 (1) 輸入肥料飼料等高騰対策について
- 2 蓑原 敏朗 君 (1) 自治公民館制度
(2) 農業振興策
(3) 運動公園整備
- 3 内藤 逸子 君 (1) 防犯灯の管理について
(2) 道路の白線について
(3) 学校トイレに生理用品の設置を求める
(4) 住宅リフォーム事業について
(5) 畜産農家の埋却地について
- 4 徳弘美津子 君 (1) 避難誘導灯について
(2) 庁舎周辺の照明と防犯カメラ設置について
(3) 自治公民館
(4) 教育長について
(5) 町長の発言について
- 5 中瀬 修 君 (1) 子ども達の通学路について
(2) 町内のタクシー利用状況について
(3) 川南町の教育環境について
- 6 米田 正直 君 (1) 農業者の経営安定のための施策は
(2) 農業後継者について
(3) 障がい者福祉について
(4) 中学校統合に関する件について

出席議員(13名)

1番 乙津 弘子 君	2番 内藤 逸子 君
3番 蓑原 敏朗 君	4番 田中 宏政 君
5番 河野 禎明 君	6番 児玉 助壽 君
7番 中村 昭人 君	8番 米田 正直 君
9番 中瀬 修 君	10番 小嶋 貴子 君
11番 三原 明美 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 河野 浩一 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町長東 高 士 君	副町長河野 秀二 君
教育長長曾我部 敬一 君	会計管理者・ 会計課長山本 博 君
総務課長小嶋 哲也 君	まちづくり課長甲斐 玲 君
財政課長川崎 紀朗 君	税務課長米田 政彦 君
町民健康課長谷 講 平 君	福祉課長渡邊 寿美 君
環境課長河野 英樹 君	産業推進課長河野 賢二 君
農地課長補佐今井 孝洋 君	建設課長黒木 誠一 君
上下水道課長大塚 祥一 君	教育課長三好 益夫 君
代表監査委員永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○議長（河野 浩一君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

日程第1「一般質問」を行います。

議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

念のため申し上げます。質問の順序は通告書の提出順とします。

まず、児玉助壽君に発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） さきに通告しました輸入飼料肥料等高騰対策について伺います。

本件については、これに関連する質問を前回9月定例会で質問を行ったとき、町長は答弁の中で、外国の輸入に頼らない自前の肥料、飼料、それができたら非常にいいなというふうには思っていると答弁されたばかりなので、その取組み、本気度について、再度伺うものであります。

詳細については、質問要旨4点を基に、質問席にて伺います。

○町長（東 高士君） 児玉議員に申し上げます。

確かに、9月のときに私はそういう発言、国内で肥料、飼料ができるようになればいいなというふうに申し上げました。児玉議員は漁師でありながら農業のことまでよく考えて、よくこの町のためにそういう発言をされることに非常に私はありがたく感じております。

現在の状況を見ますと、輸入の飼料、肥料の高騰によりまして、国内飼料等の需要が高まっているのは確かでございます。そして、国も県も国産の飼料肥料を生産する推進を勧めておりまして、本町におきまして、子牛農家と畜産農家のマッチングとの取組みによるWCSと通常申しておりますが、稲の発酵の粗飼料の面積も拡大しておる状況でございます。

確かに、休耕農地が約51.3ヘクタール約あるというのは承知をしております。

ところが、農家の皆さんにおきましては、1つは高齢化が進んでいるということと、休耕地が日当たり具合が悪い場所、それとか土地が肥えていない。だから、つくっても採算が合わないという場所が多いか聞いております。それにつきましては、産業推進課のほうから述べさせていただきます。

以上です。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問なんですが、耕作放棄地の有効活用という部分につきましては、病虫害や鳥獣被害、雑草の繁茂等の抑制の観点からも非常に有意義であると考えております。

先ほど町長が申し上げたとおり、農地が点在しているとか、条件不利地などの課題も多く抱えているというところから、なかなか解消が進まないというような状況かと思っております。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 今の答弁にありますと、きれいごとには言われましたが、その具体的な取組の政策は見えないところではありますが、2022年2月に狂気のプーチン大統領が率いるロシア軍が世界有数の穀倉地ウクライナに侵攻後、小麦粉等食糧のみならず、輸入家畜飼料肥料等が高騰、それに加え、為替がらみで全ての物価が高騰しており、本町の基幹産業、農業においては苦しい経営状況下に置かれているところでもあります。

その中にある本町畜産業は、悪臭を発生させ、町内外住民にひんしゆくを買っていますが、本町の昨年度農業粗生産額、総計約226億7000万円の、そのうち約160億9000万円、約7割をその嫌われ者の畜産業が占めており、その食肉は好調を牽引するふるさと納税寄付返礼目玉商品となっており、本町財政のドル箱として大きく貢献しているところでもあります。

しかしながら、輸入飼料、肥料等に依存してきた本町財政のドル箱的存在の農畜産業においては、今回の輸入飼料、肥料高騰問題の解決について危機感を持って取り組むべきと思うのでありますが、その取組み本気度を伺ったところ、具体的な対策もないようではありますが。本町農家戸数は平成17年度ピーク時の1,244戸を境に、毎年約10%程度減少し続け、令和5年度現在、682戸となり、542戸減少し、ピーク時の55.7%に減少しています。

数字的に全国から数多くの移住者が移住し、艱難辛苦の末、荒れ果てた大地を切り開き、開墾してきた耕地の約44%が農家のいない休耕農地となり、全部が全部とは言わないが、雑草が生い茂る害虫の圃場となり、隣接営農地に悪影響を与えるのではと、農地を見るにつけ、怒り心頭に達します。

特に、畑かんの給水栓を設置しながら開栓しない受益地についてはその思いが強いが、この現実について、自分はその先人たちの艱難辛苦の結晶である休耕農地を無駄なく有効に活用してやるのが、我々後から生まれた者の務めと思っています。町長はどう思われますか。同じ思いであれば、輸入飼料に頼らないように、農業公社を核とし、農業法人を立ち上げ、こうした耕地を自給飼料作物生産に有効活用し、本町農畜産業の景気安定化に努めるべきだと思いますが、町長の見解を伺います。

○町長（東 高士君） 今児玉議員のほうから非常に熱い思いを畜産農家の皆さんに送っていただきました。

実は、JAの組合長の本多さんとお話をする機会が最近非常に多くなりまして、そういう会合によく一緒になって、私の隣の席で必ず本多さんがおられるものだから、いろいろお話をするんですが、今の畜産業の過程、戦後からずっと見ると、こういうような、今回のような1つの大きな壁、それはもう過去にも何回もあった。それを乗り越えて今現在がある。農家は団結して今まで越してきたけれども、農家は同志でもありながらライバルでもある。だから、お互いに競争しながら少しでもよくなろうと、少しでももうかろうとということやってきた。だから、今回も恐らく、こういうことがあって、やはり農家が離農したり、また、いろんなことがあるだろうと。つまりくこともあるだろうと。しかし、これを乗り越えないと先が見えない。だから、今は自己努力でどうすればいいかと自分で考え、そして、この艱

難辛苦を越えていくというのが一番今、大事なのではないかという意見をいつもされており、私も同感だなと思いつつ、いつも横で聞いているところです。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 町長はさきの議会で、輸入肥料、飼料に頼らない、自前でそういうものができれば非常によいと思つていられました。その思いが職員に通じ、何らかの行動が起きるものと期待していましたが、あれから3か月たちましたが、その気配もなく、今さらながらに「思う」という巧みな言葉でいにくるめ、ごまかされたことに気づきました。今後も「思います」のその場しのぎの言葉で町政を運営していく考えなのか、本当にその思いがあれば、近場の県内、都城市で自給飼料作物の生産を实践、法人化経営している農家もあり、現地に赴き視察研修すれば政策立案できたと思うが、机の前に座って試行錯誤するだけで何も思いつかないのではと思いますが、そういうことでいいのでしょうか。

○町長（東 高士君） 実は、児玉議員がたびたび町長室に来られて、熱い思いを語られております。それは、研修に行ってこういうのを見てきたと。こういうのをうちの町で生かしたらどうだろうかということをつたえおっしゃってございました。私はもつともだと思つて、できれば、それは地域性があるんで、うちでそのまま導入できるか、それは分かりませんが、そういうのは、詳しいことは分かりませんので、私は担当課のほうにこういう話があったよということをつたえおしております。恐らく、担当課のほうもJA等あたりと協議をし、そして、いろいろ話はしているんだろうと思つています。これ実際に動くのはやはり農家の方なので、農家の方がそれがいい、たとえJAのほう指導があつてもいいや、これは、この時期はやっぱりこれがいいよと言え、そういうおつくりになるし、だから、そういう話は、恐らく、JAまでしていると思つていますので、それにつきましては、産業推進課長に答弁させていただきます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） いろいろ執行部の方も何の策もないようなことを言いよりますが、実際に農家に行き、畜舎の餌箱の中がどうなっているのかを見れば、どうすればよいか。今回は自分だけではなく、ほかの人もこの問題について、4名の同僚議員が質問されます。それほどこの飼料高騰問題の影響は、畜産農家だけではなく、町の財政運営においても影響を与えるものであり、危機感を持って取り組むべき問題と私は思つていますが。執行部も町長もそういった危機感のかけらもないのではねえかなと。俺の熱い思い熱い思いちいよるけど。熱い思いがねかったら前には進まんじゃないですか。町長。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問ですが、町内でも今、自給飼料率を上げるためにいろんな取組みが始まっております。その中の一つが、先ほど町長の答弁の中にあつたように稲発酵粗飼料ということで、畜産農家と子牛農家が契約を行つて牛の餌を生産しているということが一つと、あと、最近の取組みとしまして、飼料用米、豚の配合飼料、これまでトウモロコシで賄つていたものの一部を飼料用米のほうに置き換えるというこ

とで、そちらの作付面積等が増えてきております。これにも生産農家、子牛農家、あと畜産農家が協力し合いながら面積を年々拡大しているという取組をいたしております。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 今課長がおっしゃいましたが、確かに、私も何人かの畜産農家の方とアポを取り、いろいろ情報を収集したところではありますが、今、実際に田んぼで飼料稲ですか、それを生産しておる人がおりましたが、自給飼料が目的じゃねえして、これが減反の補助とか転作奨励支援金をもらうだけのそういったやり方でありました。

それから、その話の中から自給飼料の話になると、何か口を濁して、核心から外れて、お願いします、お願いします。そのお願いしますは、この前、酪農家に飼料代の2分の1の現物給付した補助金、それのおねだりがふんぷん匂ってきたわけですよ。そういう状態でええかなち思うとるわけですが。頭の整理が悪いもんじゃから、資料の整理もなかなかできとらんようであります。

執行部も町長も思っている思っていると言われますが、思っている行動が伴ってなければ、自分は何にも考えていないと同じと自分は考えていますがね。町長の思いを忖度し、政策立案するのが一般的な主従関係と私は思っています。政策立案意欲があっても、視察研修予算がないので政策立案ができないのであれば、政策立案のために官民間問わず能力のある人は、いつでもどこでも視察研修できるように当初予算に計上し、アクションが起こせる体制等を構築すべきではと私は思っていますが。このアイデアはですね、現在、児湯郡で一番元気のよい新富町の受け売りであります。ちなみに、新富町では全ての職員が2年に一度課題を持ち、いつでもどこでも視察研修できるように予算を編成、予算化し、研修に行かない職員については、町長自ら引率し、強制的に視察研修を行っていると言われました。これが職員の政策立案能力の向上のもとになり、元気の原因となっていると私は思っていますが。私のアイデアはそれを盗んだものでありますが、民が加わっているところがみそではないでしょうか。

町政発展のために官民間問わず、視察研修が行える予算編成が必要ではないのか。町長の見解を伺います。

○町長（東 高士君） 確かに、今新富町の例をおっしゃいましたけれども、そういうのもあるでしょう。我が町は我が町でやっております。

今、私が何も動いていないようなことをおっしゃいましたが、私は、県で行われます畜産関連、それと講習関連の会合には全て行っています。もう万能合わせて行って、必ず、国会議員とか、またJAの方がおられますので、要望事項は出しております。肥料のこと、飼料のこと、燃料高騰のこと全てお願いをし、これは全国規模の、本町だけの問題ではありません。それも宮崎県だけの話でもない。全国の規模なんで、何とか国会議員の先生がお見えになっておりますので、国会議員の先生にその旨も要望しております。

また、東京のほうにいろんな会合があります。道路、高速道路、道路関連が主なんです。

それとか、この前も下水道の件がありましたが、そのほかのときも必ず県選出の国会議員の各議員会館を巡って挨拶をし、そして要望は出しております。それも議員の人に聞いてもらえば分かると思います。一番来ているのは川南と言われるはずですが、私は必ず行っていますので。

先ほど出ました失礼な話ですけど、これは、こんなことを言うべきじゃないんですけど。新富町長はあまり盛んでございませぬので、そういう要望には、一切お出になっておりませぬ。私とか高鍋、都農は、ほとんど行っております。それでお願いしているのは、農業の部会の自民党の部会長は、江藤拓先生です。江藤拓先生を通じて今、自民党の総務会長の森山先生、鹿児島選出ですが、この方が全部取りまとめて財務省と交渉をされております。飼料の問題、肥料の問題、その他、農業の問題全て、枝肉の高度が下がっていると、もうちょっと上げてくれんどうかと、そういうような話も全部、そこに話がまとまるようになっておりますので、その要望はずっとしております。これはもう、皆さんにうそ偽らない私の今の行動でございます。そのために出張させてもらっております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 町長の答弁によりますと、飼料高騰の問題は、川南町の問題だけじゃねえ、全国的な問題やかいちゅう話で、そういう話、危機感があんまりないように聞こえましたが。全国的な問題だかいちゅうて足並みをそろえる必要はねえと思うわけですが。一步先んじて進むとも川南町としていいと思いますかね。

口蹄疫終息後、本町では、畜産農家の減少に伴い飼養頭数が著しく減少しましたが、現在、農家戸数は減少したままでありますが、多頭飼育が増加し、飼養頭数は口蹄疫発生以前に回復しているようですが、それにより大量の飼料を消費し、ロシアのウクライナの振興の影響で輸入飼料が激減し、飼料不足が生じ、需要と供給のバランスが壊れ、市場経済の減速のもと、飼料高騰問題が発生し、畜産業の経営を圧迫していることは、賢明な町長におかれましては百も承知のことと思いますが。

そんな中、畜産農家は飼料代を稼ぐ手段として、多頭飼育経営に拍車をかけ、結果として、供給量に対し需要過多を招き、市場経済の原則のもと、飼料高騰を招き、多頭飼育は多頭出荷による典型的な豊作貧乏の価格暴落により経営悪化を招くばかりか、大量に排せつされる排せつ物は処理施設能力を上回り、あふれ、悪臭を発生させ、近隣住民のみならず町内外の住民にもひんしゆくを買っています。多頭飼育によるメリットはあるのか伺いたい。

○産業推進課長（河野 賢二君） 多頭飼育のメリットはということという御質問ですが、これまで言われたとおり、口蹄疫以降、農家戸数は減っておるものの、飼養頭数というのは、ほとんど戻ってきておる状態です。それは、多頭飼育の農場が増えたということなんですが、収益力の強化であったり、生産基盤の維持拡大を図るために畜産経営の規模拡大というものが進んできているということでもありますので、そういったことではメリットがあるのかなと考えております。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 多頭飼育のメリットは大してないようではありますが、私どもは視察で出かけた視察先の牧場では、日本で初めて養豚で電解水を利用した防疫システムを採用し、酸性水の殺菌力により様々なウイルスに対抗し養豚を行っており、スタッフは、常時、ビニール手袋とマスクを着用し、畜舎ごとの長靴交換と手袋洗浄を徹底し、菌やウイルスは人が媒介するということを徹底して実践し、肥育期間は肉への薬剤残留を防ぐ意味もあり、治療のための投与薬は行っていません。それは、日本が世界有数の抗生物質を使う国でもあり、耐性菌との戦いが危惧されているからであります。そうした点が消費者に評価を得、日本一高い豚肉として取引が成立しています。こうした徹底した衛生管理は、施設能力をオーバーする本町の多頭飼育牧場では不可能と思われるかもしれませんが、町長の見解を伺います。

○町長（東 高士君） 先ほど産業推進課長が多頭飼育につきまして申し上げました。悪臭の問題等もその原因じゃないかと言われましたけれども、悪臭は、やはり飼育農家が適切に管理をして、ふん尿等の処理をするということによって悪臭問題が少しずつ解決するんじゃないかなと思っております。畜産とかどうしても悪臭の問題が切り離せない問題ですが、やはり少しずつ改善していく必要があるかというふうには思っております。

以上です。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの多頭飼育についての答弁をしたいと思います。

宮崎家畜保健所のほうに確認をいたしております。

畜産には、畜種ごとに定められた飼養管理基準というものがございまして、その中に密飼いということの項目があります。その中に、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針の数値に基づいて、各チェックを行っているということでございました。その結果、町内でその基準を超えた密飼いを行っている農場はないということでございました。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 最後、4点目の6月議会において伺いますが、6月定例議会において、本町は輸入飼料高騰の影響を受け、存亡の危機にある酪農家を支援するために飼料代を助成する現物給付補助金を交付しましたが、あれから約半年経過しましたが、飼料確保環境は好転し、飼料高騰問題は抜本的に解決したのか伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

飼料高騰とかヌレ子価格の低迷であったり、繁殖牛とか肥育が補給金なんかがないために入荷がコスト上昇分を補うことができずに赤字経営となっているということがございましたので、そのとき酪農家を緊急的に支援するという目的から、6月補正で出荷乳量1キロ当たり3円の補助を7月の牛乳の出荷分から実施しておるところでございます。

経営状態が格段に向上したかという御質問でしたが、当時は、全国的にも9割の酪農家が赤字をしていると、赤字であると。町内でも何軒がやはり借入れを繰り返したりという経営状況があるということを知りましたので、本町の基幹産業という農業を守るために、当時、

酪農家を緊急的に支援するというで行った事業でございます。

何人か私も酪農家の方とお話をさせていただいたんですけど、どうですかということなんですけど、経営は、依然として厳しいと。ただし、こういう事業をやってくれて非常にありがたいという言葉を受けております。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 2分の1の補助金の現物給付が飼料を生産するはずがないので、抜本的な解決にはなっていないということは分かっております。

また、現物給付した費用対効果の追跡調査を行っておられれば、次の手だても見えてくると思いますが、現物給付した後の次の手だてはどういうものと考えておりますか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

7月分から3か月ごとに、今回、補助金を出しております。まだ1回目をようやく出したところでございます、まだ追跡調査というところまでは至っておりません。

ただし、議員が言われるように、次の手だてということをもたまたま考えていかなくちゃいけないと思いますので、また、JA、また、酪農家、そういったところと話をしながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） また次の手だてを現物給付支給のほうになっておれば、各種畜産農業、また、燃油の高騰で経営が圧迫されている各種経済団体も我も俺もと補助金を要求することになりますと、町財政を圧迫して、町財政は火の車になることは予想できますが、先ほども言いましたが、自分は今回の質問をするに当たって、何人かの畜産農家の方に自給飼料作物生産についての取組みを伺ってみました。

そこで、一步先に踏み出されない事情があることに気づきました。

それは、各組織が持つ悪しき上下関係の縛りのブランド承認圧力や農家の自立を阻害してきた安易な現物給付の補助金漬けの悪しき農業政策がありました。上が指定搬入する飼料以外を使用すれば、ブランドを承認せず、上は飼料が値上がりすれば、その価格を生産者に転嫁すれば済むが、生産者、それは消費者に転嫁する、できないので、泣かされるのはいつも弱者、生産者の仕組みとなっているものは、我が国農業政策のようであります。

そこで提案しますが、自給飼料生産能力に応じて畜産業経営を行えば、そうしたものが脱却とすることは可能となると思っております。つまり、何が言いたいかというと、自給自産の畜産業経営をしておりますが、外国の輸入に頼らない自給飼料の利点は、輸入飼料に混入が危惧される口蹄疫やアフリカ豚熱等家畜伝染病のウイルス等の侵入を防止し、現在、問題視されているコンビニやスーパーマーケットが大量に排出する賞味期限切れの食品残渣を加熱加工し、有効利用し飼料に配合すれば、食品ロス問題も解決する一方で、カロリーベースでの食料自給率アップが期待でき、今はやりのSDGs、持続可能社会の貢献は期待できます。

こうした理由で、輸入飼料に頼らない自給飼料づくりを自分は推奨しているんであります

が、現在、ウクライナとの戦争の収束する気配もない中で、中東情勢が悪化し、イエメンのイスラム教シーア派が航海上において、西側諸国の貨物船を攻撃するなどして、ますます飼料環境は悪化しておるところであります。

そういう中で、今までどおり現物給付の補助対応でこの飼料高騰問題が解決するとは私は思っていないんですが、解決しますか。

○町長（東 高士君） 確かに、今世界は、今までの歴史の中で非常なターニングポイントと申しますか、今まで戦争がなかったのに戦争を起こす。そして、それが長期化している。それも飼料、要するに、食糧、飼料に関係するところをやっている。世界の、要するに、穀倉地帯であるウクライナ地方をロシアが攻め、それで飼料が、小麦等の輸送ができない。そうすることによって、いろんな価格の高騰とともに飢餓という問題が今、世界で盛り起している状況です。

そしてまた、ガザ地区のほうでは、皆さん御存じのようにイスラエルがガザ地区を攻撃しているような状況が発生をし、また、それに伴って、タンカー、要するに、海の物流が非常に制限を受けているという状況です。また、原油の問題、また、そういう食糧、肥料等の問題がまた高騰するのはもう目に見えています。

そういうような世界の状況なんですが、やはり私らは微力ですけれども、そういう紛争をやっぴりやめていく、外交によって何とか止めて、戻れば、今議員が言われたいろんな肥料の高騰、その他もろもろがほぼ解決するんじゃないかなと思っております。

今我々に何ができるか。その中においても、自分らでできることはやはり少しずつやっていかないといけないんじゃないかな。

だから、一番最初に戻りますが、休耕農地をやはり少しずつ耕せるような環境をつくり、飼料肥料等をやっていくというのもやはり一つの案かなというふうに私は思っております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 町長も今、世界各地に発生している紛争問題は今すぐ解決するような問題ではないので、本町畜産業は多頭飼育じゃないんで、飼育を行わない、自給、自産の営農形態に切り替えるべきだと思っています。自給自産の畜産業営農経営の利点については、施設能力の範囲内で少数飼育をすることで、アニマルウェルフェアにこだわることで、多数飼育する我が国畜産業を世界からの国々の人は動物の虐待と非難しています。それを防止し、処理施設からあふれ、悪臭を放ち、町内外住民に不快感を与えている排せつ物を適正に処理し、良質完熟堆肥費として肥料不足の一助となります。

少量出荷の食肉は、供給過多から需要過多に転換することで高値取引されていくことで高利益となり、従業員に高利益が還元されます。嫌われ者の臭い、汚い、きつい畜産業が人に優しい、動物に優しい、環境に優しい、DAIGO的には3Yでもうかるので、3YM産業になると思いますが、本町畜産業をそんな夢のある職業として、将来、本町の子供たちに託すべきではないのか。町長の見解を伺いたい。

○町長（東 高士君） 我が町の産業を見ますと、製造業が約7割、農業が約1割の生産であるのは、これはもう事実ですね。しかし、私は、蓑原議員が農業をどういうふうと考えていますかという、たしか、6月議会だったと思いますが、言ったときに、「農業を中心に動いております。基幹産業じゃありませんけど、主産業で、農業一次産業を中心にして、我が町は動いております」というふうに私は申し上げたところです。この認識は全く変わっておりません。

やはり、農業の中でも畜産が占める約7割、生産を上げております。その中でも、豚、鶏、そして牛というふうな順番かなと思いますが。鶏のほうもブロイラーと採卵というふうに分かれておりますけれども。やはり、農業が元気になればこの町はもっと元気になると思います。そういうふうに思っておりますので、どんどん農業をやはり進めていって、時にまた畜産のほうも頑張っていたきたいというふうに思っております。そうすることによって、この町はもっともっと元気になるというふうな認識を私は持っております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 農業は3K産業と言われるゆえんは、先ほども申しました、農家が40%以上減少したことで明らかになっているのは、私は本当これ、3Y産業に、3YM産業、優しい、優しい、優しい、もうかるに変えていこうではないかというふうに言うところわけですが。そこ辺は分からんかればもうしょうがないので、これ以上質問しません。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時50分休憩

.....
午前10時00分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、蓑原敏朗君に発言を許します。

○議員（蓑原 敏朗君） 通告いたしました質問要旨通告に基づき、3点ほど質問させていただきます。

まず、自治公民館制度についてお尋ねいたします。

前町長は、就任されると余り間を置くことなく地域公民館制度に手をつけられました。すなわち、以前の町内にありました24の分館制度から現在の6つの自治公民館制度に改められました。私の記憶では、その際の制度改正に際して、大きな目標を2点上げられていました。

1つは、いわゆる振興班未加入世帯、個人、個人の解消であります。もう1点は、自治公民館ごとに地域計画を作成するということでした。

私は、何度か自治公民館制度に移行しての現状や課題について、一般質問の中でお尋ねいたしました。

町長の回答では、個人世帯は減少し、おおむね、自治公民館活動も活発化しているということでした。私の地域の例を挙げ、以前のほうが活気があったと申し上げましたが、過去に地域活動が盛んであった地区については、そういったところもあるかもしれないが、全体としては底上げしているという趣旨のお答えでした。昨年にも自治公民館制度のありようについてお尋ねしたところ、よしあしはともかく、制度が10年を経過したので、今年度に一度検証したいということでした。

以前、何度も申し上げましたが、私の地域では、分館行事そのものが振興班に下ろされ、分館行事イコール振興班行事という形でしたが、現在は振興班で集まるのは葬儀と総会だけといっても過言ではないような状況で、振興班内の交流も希薄になっている気がしています。

また、分館制度時代には振興班対抗の行事も数々あり、振興班内の結束や近隣振興班との親交も築かれていた気がします。最近では、近くの振興班との関係も薄れている気がしてなりません。

そこでお尋ねします。

昨年、一般質問の際に御回答いただいた現在の自治公民館制度の検証はどうなっているのでしょうか。どのようなことをなされ、どのように進んでいるのか。また、併せまして、自治公民館制度に移行されるときに所期の目的は達成されているのかも含めてお尋ねします。

あとの質問は、質問席でさせていただきます。

○町長（東 高士君） 蓑原議員にお答えをさせていただきます。

平成26年に自治公民館制度、今の制度が発足し……。 （「私語はやめてください」と呼ぶ者あり）24分館制は廃止をされました。

今どういう状況かと申しますと、1つの、何といいますかね、過渡期と申しますか、そういうのを迎えているのが今、分館制ではないかなと思っております。

これは米田議員が一番詳しいんですが、社会教育法の中で、公民館というのが20条、そして21条に、各市町村に設置をするというのがちゃんと書いてございます。その中で、自治公民館と公民館、これは違うんですね。御存じかと思いますが、自治公民館というのは、自治におる人たちがそれぞれの会費といいますか、お金を出して会を運営する。これが自治公民館。公民館というのは、行政の一環としていろいろやっていく。これは社会教育課というところが担当し、その元締めは教育委員会です。これが公民館制度の在り方で、戦後、本町の公民館制度は中央公民館があって、それですっとそういう形で進んでおりましたが、26年度からその対応が変わったというふうに私個人確認しております。私も公民館長の経験者ですので、公民館の実情はよく分かっております。

先ほど議員が言われましたとおり、いろんな会合、要するに、つながりというのがだんだん薄れ、要するに、意識も希薄になって、振興班を復活をさせて元に戻すんだという意気込みもだんだん薄れてきて、個人が非常に増えている状況というふうに私は個人的に思っています。今の実情につきましては、後でまちづくり課長に報告させますが、そういうような状

況ではないだろうか。

自治公民館であれ、公民館であれ、一番大事なものは災害が起きたときです。災害が起きたときに共助、みんなで助け合う。こういうのを、意識を醸成するためにこの組織はあると私はそう思っております。それで、これを何とか形は違ってもやはり残していく必要があるというふうに思っておりますので。

実は、7月に公民館長会からいろんな提案がありました。今の公民館制度の在り方、これは後でまちづくり課長が言うと思いますが、それを検討し、そして今、それを進めている状況です。

もしよろしければ、2、3年ほど時間をかけてじっくり検証をし、そして本町に合った、そういう自治会といいますかね、そういう形をやはりみんなの意見を総合しながらつくっていくべきじゃないかなというふうに思っております。

私は、私の全くの私案ですけど、公民館制度はやはり復活させ、条例もぴしっとつくり、そして組織も、どこの公民館も同じ組織があるという形でやっていくのが本来の姿かなと。廃止をするときに、米田議員が非常にここで奮闘されて、すべきではないということを述べられました。私後ろで、傍聴席で聞いておりましたけど、もう言われるところだというふうに思っておりました。

ただ、今、できている公民館の、自治公民館の制度は生涯学習、それは主、これで公民館の仕事はこれでいいんだと。公民館の仕事はそういうものじゃないんですね。これはもうやってみれば分かります。生涯学習なんかはほんの一部です。全て共存、発展から社会の問題、福祉から何からいろんな問題を抱えて、そこで活躍するのが公民館長です。そういう活動ができる人が公民館長にならなければいけないだというふうに私は思っておりますので、これをよく検討してやっていきたいなと思います。それにつきましては、まちづくり課長に報告させます。

以上です。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの蓑原議員の御質問にお答えいたします。

7月に自治公民館長会6人の署名で、館長業務形態の改善、館長報酬の増額、役員手当の支給、区域の見直しということで、4点について要望書が提出されております。

これ以前にも、これまでの制度の経過や現在の状況等について把握をしていたところですが、要望書が出たことにより、8月期の庁議で現在の状況と要望書の内容について管理職の方と共に協議を行っております。

8月上旬に各自治公民館長に個別に聞き取り調査を行いまして、その後、この制度に関わっておりました管理職の方を再度集めて、これまでの10年の経過と今の状況等について、また協議を行っているところです。

その後、職員のアンケート、その後、自治公民館の役員と振興班長の意識調査ということでアンケート調査をやっているところです。以上でございます。

養原議員の御質問の中でありました初期の目的ということで、私の認識としては、振興班の加入問題につきましては、意図したところには今なっていないというところでございます。

地域振興計画につきましては、達成するように頑張っている地域もあれば、なかなかちょっと協力が得られなくて、地域振興計画の達成に至っていないという地域もあるかと思っております。

以上です。

○議員（養原 敏朗君） 検証についてはアンケート等をやっているということですし、町長の御答弁では、2、3年かかってゆっくり検証していきたいということですので、ぜひ、いい方向に持っていくようにお願いしたいと思います。

そして、計画はつくったけど、何というんですかね、うまくいっていないところもあるということですが、計画はつくるのが目的なんではなくて、達成しないと意味がないことでしょうかから、ぜひその計画がおかしいのであれば修正なり方向転換することも必要でしょうし、ぜひ達成されるようにお願いしておきます。先般、私の地区は中央地区というんですけど、歩こう会が行われました。町長も同じ地域の在住ですので、来られていて、主催者に求められて挨拶をされました。その際、集うことの大切さを述べられたと思います。全くそのとおりで、地域住民が集って親睦を重ねることで地域課題、町長は災害とおっしゃいましたけど、地域課題の解決につながるんだろうと思います。その集いというんですかね、は、依然として、分館時代と集いの親睦度というんですか、は、どのようになっているというふうにお考えでしょうか。

○議長（河野 浩一君） 傍聴席の方は、帽子の着用を控えてください。

○町長（東 高士君） 議員、申し訳ありません。今の質問がちょっとよく理解できなかったので、もう一度お願いいたします。

○議員（養原 敏朗君） 町長、先般、御挨拶で、集うことが大切だとおっしゃいましたけど、分館時代と今では、その集いというんですか、親睦度はどうでしょうかということですが。

○町長（東 高士君） 私は、公民館長時代、今も変わらないんですが、公民館の大きな目的は、集い、学び、そして、つなぐということだと私はずっと思っています。やはり人が集まって、そこで学んで、そしてそれを次の世代につないでいく。これが一番大事じゃないかと。それは、今生きる我々が次の世代に譲っていくのと一緒だというふうに思っておりますので、この前のときもそういう思いでお話をしたと思います。集って、そしてその中で絆をつくり、そして、先ほど災害の話でたまたま例で挙げましたけれども、そういうときにお互いに共有をしていくという形になれば一番いいかなというふうに思っております。

以上でございます。

肝心なこと言い忘れでしたね。私は、分館制のときのほうが非常に交流はあったというふうに思っています。公民館長のときもそうですが、それ以前、その後も含めまして、選挙活動も含めた、選挙活動じゃなくて選挙運動ですね。政治活動です。選挙運動は5日間じゃで

きませんから。政治活動のときで、いろいろ町内を回らせていただきました。その中でも公民館制度に対する批判といいますか、非常に大きくありました。要するに、出会いといいますか、それと触れ合いをもう希薄にしてしまった。この制度はよろしくないという批判の声が非常に多かったというふうに記憶しております。やはり、そういう機会を増やす、反対に増やす活動をやはりやっていくべきじゃないか。やっぱりそういう制度にしていくべきじゃないかなというふうに私は思っております。

以上です。

○議員（荻原 敏朗君） 全く町長がおっしゃるように、自治公民館活動の目的というのは、私は、課題解決、活動学習だと思うんですね。集って連携を深めることによって地域の課題、町長がおっしゃったように災害もあるでしょう。いわゆる自助、共助、公助、自助の部分、公助を補う部分も大きな役割があると思うんですね。そのためにもぜひ、地域活動が盛んになる、集う活動が盛んになる方法を模索していただきたいと思います。

ここで、教育長にちょっとお尋ねしたいんですけど、経歴を拝見いたしますと、来られてあまり時間が立っていないようですので、ちょっと聞くのは酷かと思いますが、川南に来られて、川南の自治公民館活動何か感じていらっしゃる御意見等がありましたら、お伺いさせていただきます。

○教育長（長曾我部 敬一君） 私の近くに、山本小区に自治館があるんです、そこへ鱸野自治会長さんといろいろお話はさせてもらっている中で、いろいろと非常に鱸野さん、例えば、広報誌というんでしょうか、それを発行されたり、地域のそういうあらゆる全てのことを網羅されたものを私も見させていただく中で、非常にすばらしいなということは感じております。それ以外のことはよく行ったことがないんで、またそういう機会があったら、そこ辺りで勉強させていただければと思っております。何か回答にならないお話ですけれども、ありがとうございました。

以上です。

○議員（荻原 敏朗君） ありがとうございます。町長も先ほどちょっと触れられましたけど、以前は社会教育課というのが教育委員会の中にあって、自治公民館活動の指導助言と援助等を行っていたわけですね。現在は、本町の場合、まちづくり課だと思うんですけど、本来、検証の中に、今検証されているということでしたら、本来というんですか、どこが担うべきかということもぜひ検証していただきたいと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○町長（東 高士君） 先ほども申しましたように、社会教育課というのをやはりつくって、そこが検証すべき、そして中央に中央公民館というのを造って、そこにも館長がいる。その館長のもとで各公民館の事業をやる。公民館の事業というのは、地域振興も含めました健康福祉、環境整備、産業推進、防災・防犯、スポーツ振興、歴史文化、その他地域振興の事項、そういうような大きな事項をやるのが私は公民館の仕事だと思っておりますので、そういう業務を携われるためには教育委員会の下に社会教育課をつくって、それが対抗する。私は、

まちづくり課がやる仕事ではないというふうには思っております。

以上です。

○議員（荻原 敏朗君） ぜひ検証の一つに付け加えていただきたいと思います。

自治公民館活動、先ほど言いましたように、いざ鎌倉に備えるのが地域活動、自治公民館活動だと思いますので、お願いしておきます。

ついでにお尋ねいたします。

現在、町では、お知らせかわみなみを全戸に郵送で配達されています。しばらくすると、ほかの機関からもいろんな文書等が回覧板という形で振興班長から回ってきます。経費の無駄ではないかと、なぜこんな形にするのかと住民の方からよく私に苦情がまいるわけですけど。また、役場からのお知らせには、詳しくはQRコードというふうに書いています。これも私が聞くところでは不評のようです。どう捉えられておられますか。

○町長（東 高士君） お知らせかわみなみと広報かわみなみと2つ、町からは出しております。それと、回覧板につきましては、公民館長にお願いをして、回覧を回して、自治公民館長の、自治公民館には配っているような状況でございます。細部につきましてはまちづくり課長に説明させますので、どうぞよろしく願いいたします。

申し訳ありません。まちづくり課長じゃなくて総務課長に説明させます。

○総務課長（小嶋 哲也君） 荻原議員の御質問にお答えします。

先ほど町長が言いましたように、文書配付では、毎月1回のお知らせかわみなみと四半期ごとに発行している広報かわみなみがあります。

お知らせかわみなみは、毎月の町における行事、各種募集に関わることなど、内容や日時をお知らせしています。令和3年5月発行分からは振興班の回覧に加えて、先ほど議員が言われましたように、郵便局のタウンメールを活用した町内全戸配付をするようになりました。これにより、振興班に加入していない世帯にも公平に行政情報を届けることができるようになりました。

また、回覧板では、手元に残らないため、必要項目をコピーやメモを取る必要がありましたが、手元に残るということは住民の皆様にとって利便性が向上していると思っております。

タウンメール活用は、紙の枚数制限から住民が求める項目を簡潔にまとめ、詳細は、先ほど言われましたQRコードを活用することでより詳しく内容を確認できる仕組みとしております。

同時に、町の公式LINEも配信しております。QRコードとか町の公式LINEは高齢者ではちょっと使えないという声も確かにありますけれども、お知らせのほうに問合せ先を必ず明記しておりますので、気になる内容がありましたらお電話等でお問合せいただければと思っております。

QRコードも町の公式LINEも社会一般的に利用されている仕組みとなっておりますので、今後も活用していきたいと思っておりますけれども、常に社会情勢等を見ながら検証し

なければならないと思っています。町民に分かりやすい行政情報の提供に努めたいと今後も思っております。

以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） 検証されるということですから期待しておきますけど。一部には、振興班未加入世帯にも配られる。これはこれでいいんですけど、逆に言うと、振興班に入っているメリットは何じゃろうという話もないではないんですよ。ある意味、振興班の、何というんですかね、加入意欲をそぐという意味もあるんじゃないかと思います。ぜひ検証してください。

あと、ついですが、私も空き家を1軒持っているんですけど、そこにも以前は配達されておりました。そして最近ですけど、ある方から苦情が参りまして、そこに来るから役場に、「もうここは要りませんよ」と言うたら、「あんたが郵便局に言いなさいよ」という、逆にお叱りを受けたそうです。非常に、事実かどうかはこれは分かりません。ただ、役場の対応としてはいかなもんかと思いました。

その辺は、役場の中で、その家にいらっしゃらないとかいうのは、住民が、町民が窓口で分かるわけですから、もうちょっと役場のほうで横の連絡を取ってすべきじゃない。100%できるとは言いませんけど、ぜひ、それらも含めて検証をお願いしたいと思います。

自治公民館制度については、さらなる検証が必要かと思います。

例えば、区割りの問題とか、以前も町長も分館のほうで盛んだった気がするという御意見ですから、今のは今のメリットもあると思うんですね。だから、分館と今の2階建てというようなことも含めて、ぜひ検証していただきたいと思うんですけど。その際は、ぜひ現場の意見、今の自治公民館長さんなり、役員さんたちも含めて、ぜひその声も聞いてやっていただきたいと思うんです。

そして、西校区、川南西校区においては、通常は、何というんですかね、非常勤というんですか、というふうな自治公民館長さんとは別な方がいらっしゃるというような不評も時々聞いております。その辺も含めて、全体的な検証をお願いしておきます。何かあれば。

○総務課長（小嶋 哲也君） 蓑原議員の御質問にお答えします。

役場の職員の不適切な発言があったということはちょっと確認しておりませんが、もしそういうことがありましたら、今後、注意していきたいと思っております。

空き家のほう、居住者死亡のための空き家のほうにタウンメールが届くという件に関しましては、現在、死亡届が町に入り次第、郵便局に連絡するということは行っておりません。

理由としましては、個人情報の観点もありますけれども、住居者が亡くなったからといってすぐに空き家になるとは限らず、御遺族の意向にもよるとおられますので、その確認となると個別に調査が必要となり、非常に事務が煩雑になるということが考えられますので、また現在、郵便局とは安否の確認の協定も締結していますので、郵便物がたまりましたら郵便局のほうで安否の確認が必要であると判断した場合は、そちらの対応になると思います。ま

た、遺族によっては郵便局にもう既に手続を、配達廃止の手続をされている方もいらっしゃると思いますので、しばらくは郵便物がたまるということはあるかもしれませんが、配達不要ということになっていけば、いずれは配達しなくなるということで御理解いただければと思っております。

以上です。

○議員（養原 敏朗君） すとんと落ちるような回答じゃなくて、やや違和感があるんですけど。例えば、個人情報とかおっしゃいましたけど、行政の都合のいいときだけ行政、個人情報保護のためとか、住民本位でないような行政の都合のようなこともちょっと感じるわけですけど。要は、住民ファーストというんですか、住民本位の運営をお願いしておきたいと思えます。

次に、農業についてお尋ねします。

最近の農業を取り巻く環境は非常に厳しくなっています。燃料高、肥料高、飼料高と畜産、施設園芸、路地園芸、どの部門も苦戦しています。割とよいと言われた畜産についても、先ほど同僚議員が質問したような状況です。

日曜日だったと思いますけど、NHKで9時から農業の危機という切り口で放送されていました。これは北海道だったんですけど、畜産農家が倒産して、あとの牛の競りとかをやっていましたけど、農業全体が危機を迎えていると。いわゆるサステナブルになっていないというような切り口でしたけど、農業の状況をどう感じておられますか。

○町長（東 高士君） 先ほど児玉議員の質問についても私が述べましたように、農業は非常に、先ほど言いましたように、世界がこういう状況、戦争がやはり今までなかったような状況ですね、物流もなかなか思うとおりにいかないのが原油も高くなっている、物価も上がるような状況で、本当大変な時期に来ていると思えます。

前もお話しましたように、農協の本多組合長ともお話をする機会がたびたびあるものですから、そういう形で今の現状をどういうふうに見ておられるかなということで私も質問等をしたんですが。

やはり、先ほども言いましたように、過去いろんな、そういう壁があった。しかし、それを我々は協力しながら乗り越えてきた。協力したと言ってもライバルだよ。だから、あの人にだけには負けたくないという気持ちでずっとやってきたから今があるんだというようなことを言っておられました。だから、そういうことだろうと思えます。

ただ、今回は、やはり、先ほども言って、本町だけの問題じゃないと私は申しあげましたけど、国全体がやはり、そういう飼料、肥料の問題、また、原油の問題、また、為替の問題、そういう問題も含めて、もう各町が判断をすべきレベルではないと私は思っておりますので、国がやはり前面に出て、やはりこれを解決するという方向に進んでいくべきではないかなというふうには個人的には思っております。

以上です。

○議員（養原 敏朗君） 確かに、川南町だけでいかんともし難い課題のような気もいたします。

ただ、同僚議員が先ほど言いましたように、だからといって手をこまねいていたら、もちろん日本全体の農業が沈んでしまうでしょうし、もちろん宮崎県川南町は農業中心の町です。だから、より早く先に沈没しそうな気がします。川南町だけでもできる手だてをぜひ考えていかなければと思うところです。

町長、お話聞いて、日頃から挨拶と聞いていると大変御多忙なようです。それは十分承知の上で、ぜひ時間をつくっていただいて、職員からの情報だけでなく、御自分の足、目、耳で町内の農業の状況を見て情報を集めていただいて、町民と接していただいて、現況を見ていただけませんか。

○町長（東 高士君） 議員が言われるとおり、町内をよく現状を見る。そしてまた、住民の皆様とお話合いをする、非常に大事なことだと思っておりますので、それはもう、極力、できるようにしていきたいというふうに思っております。なかなか助言、ありがとうございました。

○議員（養原 敏朗君） 期待しておきます。

今回は、露地部門を中心にお尋ねしようと思っていたところです。

この夏は野菜が非常に高騰して、うちのかみさんもですけど、多くの主婦の方は、食料品の値上がり、野菜だけじゃなくてほかの関連、乳製品等も含めてですけど、いろんなものが上がって、主婦の方は音を、値段の値じゃなくて、音の音を上げておられたようです。かといって、私たちの近隣の農家、川南町の農家については、その恩恵を受けたかというところでもないようです。

川南町では、春作が終わると夏場はもう秋作の、冬作の、秋作の準備で、夏はあまり出荷はないとのことでした。もうしばらくすると出荷が始まるそうですが、その頃には値が、僕がお尋ねしたときには、もうその頃は値段も下がるんじゃないだろうかなと心配されておりましたけど。現にそんなになっているようです。本町における露地野菜の現況をどう役場として捉えておられますか。

○町長（東 高士君） 細部につきましては、農地課長のほうから報告させます。

申し訳ありません。農地課長じゃなくて産業推進課長に説明させます。

○産業推進課長（河野 賢二君） 町内の露地作物の状況ということなんですが、最近の農林業センサス、2020年度の農林業センサスによりますと、露地作物で一番面積が多いのがお茶になっております。お茶、お茶。その後、キャベツ、甘藷、ニンジンという順番で作付が多いようです。

これは、これまでもよく言われますとおり、いろんな資材価格が高騰して、それらを農作物の価格に転嫁がなかなかできないというのが現状なのかなというふうに感じております。どうしても市場の価格に左右されるということが現状かと思えます。

以上でございます。

○議員（養原 敏朗君） おっしゃるように、農家は価格になかなか生産費を転嫁しにくいわけですけど。これは、先ほど同僚議員もおっしゃったとおりだと思います。非常に今、露地園芸農家だけではないんだろーと思いますけど、非常に経済的に困難な状況に陥りつつあります。来年の春作はもうやめるといふ人も私、直接、お1人耳にしました。もうやめるとできたら勤めに出たいと。最低でも勤めておれば赤字にはならないけど、今は赤字ともうすれすれの状況だということが理由のようです。

生産資材のことを課長ちょっとおっしゃいましたけど、前町長は、去年の質問に、私じゃありません、同僚議員の質問に、今年は物価が下がるからとおっしゃいました。これ下がるわけないんですよ。

町長も先ほどおっしゃいましたけど、為替相場、日本は、日本の今の国はアベノミクス以来、円安に持っていかうとしている政策です。だから、輸入品については絶対下がらないわけです。110円から100円の間の際のいろいろな政策が計算されていますので、今150円をちょっと下がったぐらいですから、簡単に言うと1.5倍になってくるのはこれは自明のことで、下がるわけないわけなんです。現に下がっておらず、肥料も含め、飼料等もいろんな資材は上がっているわけですね。だから、当分はこの見通しは暗いと思うわけです。

油に限って言えば、油は生産活動だけでなく、私たちの日常生活にも全てに関係してくるわけですね。それもあつてか、国は畜産との連携というのを今、打ち出しております。耕畜連携というのをいろんなところで発表しております。

これは言わなくてもいいんだろーと思いますけど、これは、肥料対策、飼料対策、飼料作物の奨励という形で国の生活政策の中には反映されているようです。本町では、これらを受けてどうされておりますか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

本町ではどういう取組をしているかということでございますが、先ほど児玉議員のときの答弁にもありましたとおり、WCS（稲発酵粗飼料）の生産において耕畜連携の取り組みを行っております。面積もかなり増えておりまして、町内だけでも314ヘクタールのWCSが作付されております。これは、牛の飼料として利用されるものでございます。

あと、もう1つは、令和5年に畜産農家、養豚農家と子牛農家の連携によって飼料用米の作付が今、推進しておりまして、協議会を令和5年に立ち上げましております。そちらのほうの面積も増えておりまして、令和5年の実績で77.5ヘクタール、これは尾鈴地域になりますが、面積が増えてきているところでございます。始めた当初が10ヘクタール程度だったので、かなりの勢いで、それが平成30年、その頃からするとかなりの勢いで増えてきているということでございます。

以上でございます。

○議員（養原 敏朗君） 飼料のことは後でまた触れたいと思うんですけど、WCSは、同

僚議員が先ほど申し上げましたように飼料作ももちろんあります。ただ、転作奨励金を目当ての部分もかなり影響があるんだろうと思います。

私が子供の頃の話で少し恐縮ですけど、子供の頃はどこも畑は甘藷、唐芋、僕たちは唐芋と言っていましたけど、植えてあって、麦も冬場はいっぱいありました。そして、町内の至るところにでん粉工場があったわけですけど。芋なんかは、ひょっとすると川南なんかは適していたんじゃないかと思うんですよね。これいろんな規制が緩やかになって、よいか悪いかは別となってきていますので、例えば、唐芋を町内、畑に、遊んでいるところに植えて、どこでもいいんですけど、サンAあたりにアルコール製造の免許を取っていただいて、唐芋焼酎、焼酎だけでなくアルコール生産できるんだろうと思うんです。現に、ごく最近聞いたんですけど、美郷町では、米、米を使って、アルコール焼酎を生産するように。これ確かではありません。日向市の議員さんに聞いたんですから、自分の目では見ていませんけど、美郷町では、それをやり出して喜んでいらっしゃるわという話を聞いたもんですから、ぜひその辺も調査していただきたいと思います。甘藷とかあまり手の要らない、植えたら後は手の要らないような何か作物、芋とか、そういうことも研究していただきたいと思うんです。

それと、もう1つ、温暖化対策ですよ。サンマが、最近、捕れないという話はよく夏場に聞きますけど、対策、他地域に先んじて、温暖化というのは、宮崎だけの、川南だけの問題じゃない、全国的な地球規模の問題なんですけど、先に、先んじるというんですか、先手必勝が大事だろうと思います。川南でも高温障害でエンジンがどうも作付がうまくいかなかったという話も聞いております。農家はだもうけは、露地農家は、お話すると、だもうけは期待していないと。ただ、安定的に収入のある生産するようなものがあればねと。そうすれば、続けられるちやがと。いわゆる持続可能な農業になるんだよと言っていらっしゃいました。その辺、アルコールの話は例え話ですけど、ぜひその辺の研究、作物栽培指導も、芋なんかも含めてやっていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

議員言われたように、昔は麦なんか結構植わっていたという話だったんですけど。それについて、以前、聞き取りをしたことがございまして、昔は麦とか結構植わっていたんですけど、だんだん早期水稻に変わっていったと。作期が重なるということから何か減っていったという話をその当時、聞きました。

また、芋等を植えたらどうかということなんですが、先ほど申したとおり、町内で植えられている作物の3番目に多いのが、露地作物としては甘藷が多いということなので、結構な量の芋が植えられているのかなと思いますけど。

最近、いろいろ問題になっています、サツマイモの基腐病というのがはやっておりまして、焼酎メーカー等でもかなり頭を悩ませているということでございました。

そういった問題もございまして、これからまた関係機関と話し合いながら、もちろん取引先というものが絶対必要ですので、そういったことも考えながら協議を進めていきたいと思

います。

以上でございます。

○議員（荻原 敏朗君） 植えるというだけじゃ無理だろうと思うんです。だから、取引先というんですか、供給先ともアルコールの例を挙げましたけど、確かめた上でぜひやっていただきたいと思うんです。

基腐病、かいよう病については、いろんな機関で今やられているようですから、ぜひ研究いただきたいと思います。

国においては、食料・農業・農村基本計画法の見直しが今進められているようです。また、先ほど申しましたように、飼料高騰も相まって、この国の経営所得安定対策の概要を見ますと、飼料作を非常に奨励しております。そのための交付金等も準備されているようです。

日本農業新聞の抜粋なんですけど、今年度の補正予算でも、飼料の増産に必要な施設整備、これ配合飼料等のことだろうと思うんです。その辺について国は補助金等も準備しているようです。ただ、これはもう多分行き先は決まっているんだろうと思うんですけど、新年度も恐らく続けてあるはずですから、その辺もぜひ的確に把握されて、国の動向は適切に把握されて、農家にフィードバックしていただきたいと思いますが、どうなっているのでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

国の動向ということなんですが、まず一つ先ほど飼料増産についての補助金のお話がありましたけど、昨年と今年にかけて、飼料用米の貯蔵庫というんですか、そういったものを農家が整備しております。そういったところに、補助金を利用させていただいているということが一つ。

あと、国の動向を農家にフィードバックということだったんですが、毎年尾鈴地域農業再生協議会が、毎年説明会を農家にいたしております。その際に、国から示されたものを説明しているということです。

以上でございます。

○議員（荻原 敏朗君） 先ほど、課長は、麦は、田んぼ化したことで少なくなったんじゃないでしょうかということでしたけど、国は逆に、今度の補正予算を見ると、水田の畑地化に助成を出すような、国の資料を見ても、畑地、田んぼを畑にしましょうよという政策を、今度の予算の中でも一番多いようですけど、しております。国の動向を見誤ると、真逆の方向に行かんとも限りませんので、ぜひお願いします。

町内には、先ほど同僚議員の中にも質問にありましたが、使われていない畑地、遊休農地ならまあいいんですけど、荒廃農地化しているものがあります。最近では、セイタカアワダチソウもかなり見られます。その辺の対策はどうなっていますか。

○農地課長（大山 幸男君） ただいまの荻原議員の御質問にお答えをいたします。

荒廃農地の対策についてですが、荒廃農地の発生原因が、高齢化による労働力不足、作物価格低迷、土地持ち非農家の増加、所有者の死亡による相続問題、傾斜地や湿地など自然条

件が悪い土地である、といろいろな要因が考えられております。

このような案件が発生した場合は、農地法に基づきまして、農業委員会が農地の利用状況を調査を行いまして、荒廃農地等の所有者等に対して是正の指導等を行っているところでございます。

以上です。

○議員（養原 敏朗君） 指導は行われているようですが、現に荒廃農地は増えているんですね。ってことは、効果が上がっていないということなんだろうと思うんです。大変失礼ですけど。

だから、先ほどおっしゃった原因を一つ一つ潰していく必要があると思います。だから、畜産農家とのウィン・ウインの関係というんですか、飼料を増やすと、これは粗飼料じゃなくて配合飼料等にも目を向けていく必要があると思います。

最近ある若手のやり手と言われていた方にお話したんですけど、畜産農家です、繁殖農家です。仲間に2人ほど辞める人がおると。これは価格低迷と資材高騰で、そんなふうですけど、その原因は配合飼料の高騰とおっしゃっていました。配合飼料等にも目を向けないといけないと思うわけです。

そして、先ほどセイタカアワダチソウと言いましたが、セイタカアワダチソウはそのだけの問題じゃなくて、同僚議員も言いましたが、病害虫の巣にもなるでしょうし、人によっては病気、花粉症等の原因にもなるとも言われています。

いわゆる日本では公害と言いますが、外国ではこんなのは公害と言いません。私害、PRIVATE NUISANCEと言います。公害はPUBLIC NUISANCEと言うんですけど、日本だけです。

公害というのは、道路とか公共施設がする迷惑を公害と言います。逆に日本の役人は頭がいいです。個人がやったことを公害と言いますが、これは私害だと思うんです。

ぜひ農地対策については各課、環境も含めて協力してやっていただきたいと思います。

最後に運動公園整備についてお尋ねします。現在、野球場を中心に整備がなされていますが、雨等も少なく工事は順調に進んでいるんじゃないかと思うんですけど、進捗状況は予定どおりでしょうか。

○建設課長（黒木 誠一君） 運動公園整備の進捗状況ということですが、令和5年度運動公園野球場施設改修工事の3工区分につきましては、令和5年9月1日に契約し、令和6年3月29日の工期完了に向け、順調に進んでいるところでございます。

また、令和6年度運動公園野球場施設改修工事としまして、老朽化した放送室の改修、ダグアウトの前のフェンス、ダグアウト内のベンチ設置が予定されているところでございます。

以上です。

○議員（養原 敏朗君） 工事を進める中で、時折、疑問とかあったら、ぜひ、関係者というんですか、競技者なんかにも意見を聞いて進めていただきたいと思います。

前教育長は、陸上競技場のことなんかも触れられておりましたけど、陸上競技場等も今後される予定なんですか。

○建設課長（黒木 誠一君） 令和6年度の秋までは運動公園の野球場整備にかかりまして、令和7年度は陸上競技場の設計、令和8年度は陸上競技場の整備があります。管理事務所、弓道場、パンダ公園、トイレ、休憩所等の設計が令和8年度行われ、令和9年度がその工事の予定となっております。

以上です。

○議員（養原 敏朗君） 先ほど言いましたように、それらの設計されているときは、ぜひ関係者の意見も十分に聴取していただきたいと思います。

今、野球場の周り整備されていますけど、思いっきり木を切られております。ほとんど伐採されていますが、住民の方から質問されるわけですけど、私は無責任にも施設整備に必要なんじゃないんでしょうか、とお答えしているんですけど、実際のところ、なぜほとんど伐採されたんでしょうか。

○建設課長（黒木 誠一君） 運動公園野球場の樹木の伐採についてということですけども、川南町運動公園再整備基本計画策定に関する庁舎内協議、令和4年2月15日の協議の結果を受け、工事名、令和5年度運動公園野球場周辺立木伐採の工事執行を認める建設課長の決裁をしました。

この協議結果については、前体制の決定事項であり、新体制後の説明を怠っており、深く反省しているところでございます。

以上です。

○町長（東 高士君） 今、建設課長が説明したのがちょっと分かりづらかったと思います。

実は、先ほど言いましたように、令和4年の2月15日に、要するに行政経営会議があって、その庁内の会議で副町長のほうから、木は切ってしまえという指示を印鑑をもらっております。私、見せてもらいました。それで、私は別に課長をかばうわけではありませんけれども、課長はいかがなく印鑑を押したということでございます。

私に体制が変わってましたので、本当は私に確認すればいいんですけど、前の副町長から、もう切れというふうに言われているんで、彼はそれをそのまま印鑑を押して、部下に切っていていいよということを行ったというふう聞いておりますので、それが実情でございます。

以上です。

○議員（養原 敏朗君） 経緯は分かりました。ということは、建設課なり、川南町では当時、あの木は必要ないという御判断をされたということなんですか。

○建設課長（黒木 誠一君） 運動公園野球場再整備基本計画策定に関する庁舎内会議を、全5回行っております。前副町長、前教育長と関係課を含め15人で行い、議員勉強会、令和4年2月4日の指摘事項や各施設の整備方針、最終確認について協議を行い、書面にて前町長まで協議確認を行ったもので、野球場周りなど今後の維持管理を考慮し、大きな樹木を撤

去すると、庁舎内で合意形成を図ったものでございます。

以上です。

○副町長（河野 秀二君） 経緯をもう少し詳しく御説明いたします。

9月議会が終わりまして、すぐに私、野球場の進捗状況を見に行ったんです。そうしたところ、伐採した翌々日ぐらいの内容でした。

建設課を呼んで状況を聞きました。もろもろ切った理由を聞きましたが、その後に先ほど建設課長から言われました4年の2月15日の書類を持ってこられて、その中に陸上競技場の段がついているところ、休憩するところに、今ヤマモモ、あれがずっと並んでいますけど、あれも全部切るように書いてありました。

それは、私は切らないと職員には言ったんですけど、切った後ですので、野球場の周りを切った後ですので、どうにもなりませんでした。

もう私個人としては悔しくて、というのも野球場ができたのは昭和50年の初めです。私が役場に入った頃、野球場の整備が始まった頃でした。それから約50年たちまして、直径が50センチ、60センチのが十数本切られ、またはそのバックネットの裏にある木も切っていました。涙が出る思いでした。

しかし、その確認の相談がなかったことは、課長がお詫びしましたが、町民に対して今の責任ある町長、私、関係者としては、もう頭を下げておわびするしかないというふうに思っております。本当に無念でなりませんでしたが、そういう経過でありました。

もう一度繰り返しますが、陸上競技場の桃については伐採しませんので、御理解をお願いしたいと思います。

○議員（養原 敏朗君） 今の話を聞いて、ちょっと愕然としておって、なかなか次の質問が出てこないんですけど、ここに町の運動公園条例があります。第6条には、行為の禁止が書いてあります。その2項には、竹木を伐採し、または植物を採集することによって禁止してあるんです。役場は条例守らなくていいのかなって、ちょっと残念です。

私は運動公園に可能な限りほとんど毎日散歩に行きます。夏場は、陸上競技場で普通するんですけど、土の上のほうが足腰にいいって聞いているもんですから、ただ日陰がないんです、陸上競技場は。冬場は野球場の場合、アスファルトになりますけど、を回っております。木陰が時折できるもんですから。夏場はどんげしようかねって、もう今、陸上競技場を散歩される方はっております。

2021年9月にテニスの北側に、木がカイツカイブキだったですか、ありました。あれも全部伐採されましたので、なぜしたんですかって聞いたら、今後、整備計画の中で検討していきますと、植栽を含めて、言われたんですけど、今後野球場の周りはどうされるお考えなんでしょうか。

○副町長（河野 秀二君） 淡い期待ですけど、株が残っております。株から出た新芽を育てるのが一番手っ取り早いかなという、お金をかけなくて、そういうふうに思っております。

す。言い逃れではありませんけれど、伐採の費用の金額からして、私のところまでは決裁回ってきませんでした。これは仕方ないことですが、言い訳するわけではありませんけれど、気がつくのが遅しになりました。以上です。

本当に残念に思っていますけれど、もうどうしようもありません。

以上で終わります。

○議員（養原 敏朗君） 切ってしまったのを元に戻せなんてことは言たって、不可能ですから言いませんけど、やはり、役場内においても、よく意見調整を今後、似たようなことが起こらないようなことを望んでおきます。

何事においても言えるんだらうと思うんですけど、住民と乖離したことを進めると、ほかの事務、事業等、町民にお願いすることがいっぱいあると思うんですけど、経験的に申し上げて申し訳ありませんけど、私、新規事業で相談に行ったり、土地を譲ってくれと言うと、昔のことを言われてなかなか同意してもらえないんです。そういうこともあります。今のことだけを考えると、とんでもないしっぺ返しをいただくこともありますので、ぜひ、ゼロの状態に戻すのに結構なエネルギーが必要になってきます。

ぜひ、住民の考えとあまり乖離しないような事務、事業、作業を進めていただきたいと思います。町長、何かあれば、お伺いして質問を終わります。

○町長（東 高士君） 二度と繰り返してはならない事項だというような反省を得ておりますので、以後、こういうことがあるときは、枝は切ってもいいけど、元は切らない。明後日くらいからひこばえが出てくるだろうと思いますけど、それは今祈っているだけなんですけど、木というのはやっぱり50年、60年かかっています。切ったら必ず再増林をして、次の世代にまた渡すというのがやっぱり基本でございます。

木がきれいにならなければ、水も浄化できません。そしたら海が、魚が取れなくなります。全部つながっていますので、だからそういう形で、ちゃんと今後こういうことがある場合は、町内で意見を聞いて、そしてまとめて、最終判断は町長がするという形でやっていきたいと思っております。今回いい教訓を得たと思っております。

以上です。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時06分休憩

.....

午前11時16分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、内藤逸子君に発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 発言通告に基づいて質問いたします。

第1点は、防犯灯管理について質問します。

防犯灯は、町内700か所に設置され、10年間のリース契約で町が借り受ける契約であると聞いていますが、町内の防犯灯が消えて連絡しても、なかなかつかないと苦情があります。どのように実態を把握していますか。

2点目、道路の白線についてです。

川南町内の道路の白線の実態を把握していますか。

3点目、学校トイレに生理用品の設置を求めるについてです。

9月議会でも取り上げましたが、その後、どのように取り組まれたのか伺います。

4点目、住宅リフォーム事業についてです。

住宅リフォーム助成制度は、地元の業者を利用して、住環境の改善、地域経済の活性化、雇用の創出など、極めて大きな経済効果が期待される事業です。川南町でももう一度取り組まれてはいかがですか。提案します。

5点目、畜産農家の埋却地についてです。

川南町内の畜産農家は、毎年、埋却地の届けをしています。町が管理していると私は思っています。どうなっていますか。また、事業所の埋却地はどのように管理しているのか伺います。

佐賀県の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザ感染が疑われる事例が見つかり、11月25日、遺伝子検査の結果、陽性が確認されたと発表しました。この養鶏場で飼育されている約4万羽の殺処分をしたと報道しています。今年の1月に川南町内でも発生した鳥インフルエンザの教訓を生かすためにも、埋却地の管理は大変重要だと思います。迅速な対応が求められますので、お伺いします。細かくは質問席から伺います。

○町長（東 高士君） 内藤議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

防犯灯の管理につきましては、大和リースのほうに委任をし、全部で710灯とあるというふうに聞いております。細部につきましては、まちづくり課のほうから回答させていただきます。

2番目の町内の道路の白線につきましては、県道・国道につきましては、それぞれ県及び国のほうにそういう状況を報告し、対応をお願いしているところでございます。町内につきましては、順次パトロールをし、不具合があれば対応をしているところでございます。

学校トイレの生理用品につきましては、教育課のほうで回答をさせていただきます。

それと、住宅リフォームの事業及び畜産農家の埋却地につきましては、産業推進課のほうから細部は報告させていただきます。

以上でございます。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えします。

夏の落雷時期に集中して防犯灯が切れているという実態は、把握しております。これにつきましては、大和リース側に電話をして対応するようには、町としてお願いしているところでございます。

以上です。

○建設課長（黒木 誠一君） 県道・国道、町道も含めてですけれども、まず、県道・国道につきましては、要望のあった箇所については、適宜、国・県に報告し、対応をお願いしています。また、回答のあった件については、要望者に報告を行っております。町道につきましては、毎年、全路線のパトロールを職員に実施し、予算の範囲内で白線対策を講じておりますが、全ての町内道路を更新できていないため、今後も継続して更新してまいります。

以上です。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

学校のトイレに生理用品を設置する件に関しましてですが、以前も御質問いただき、お答えしているとおりに、現状で申しますと、生理用品については養護教諭が管理し、保健室での配布対応を、利用する児童生徒の状況を見ながらということとさせていただいているところであります。

今後、設置についてということなんですけど、実証実験のところからということと、ちょっと検討に入りたいなというふうに、現状では考えております。

以上でございます。

○産業推進課長（河野 賢二君） 内藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、住宅リフォーム事業についてですが、平成30年から令和2年の間、3年間リフォーム事業を実施してまいりました。その後、令和3年と4年については、新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、事業を延長して行ったところでございます。今後も物価高騰による経済活動の低下を招く事態が予想されますので、今後も国・県等の補助金等の事業を活用しながら、リフォームだけに限定せず、様々な経済対策を行っていきたいとは考えております。

続きまして、畜産農家の埋却地についてでございます。

畜産農家の埋却地については、家畜伝染病予防法に定められた飼養衛生管理基準において、畜産農家自身が確保することが義務づけられております。その中で、伝染病予防法の第12条の4に定められた定期の報告により、毎年、都道府県に報告することが義務づけられております。その報告において、本町の畜産農家については、全て埋却地が確保されていることを確認しております。また、本年度の報告から様式が一部変更となりまして、自己所有地以外の埋却地としている場合は、覚書等の書面を提出することになっております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 防犯灯管理について伺います。防犯灯の管理、消えている実態について伺います。防犯灯のLED等への変更は、安全で安心なまちづくりのために重要な設備であり、この性能をよくすることによって、町民に十分なメリットがあるとして、管理を民間に移して、電灯の交換の必要がなくなることで、高齢者社会への対応にもなる、また、LED等となることでランニングコストが低減されるとしていますが、実際には防犯灯が切

れています。防犯灯に記載の電話番号に連絡し、コールセンターにつながりましたが、一向に改善されていないこの実情を把握されていますか。伺います。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、御指摘のあっている防犯灯の修繕につきましては、リース会社と修繕管理会社の中での連絡ミスというのがあっていたみたいです。そのことを指摘しまして、防犯灯の故障の対応は適切にされたようであります。

しかしながら、今回のケースにつきましては、原因が落雷のため、九州電力側が管理している自動点滅機の故障や、電線の断線しているところなどが原因が確認されているところがございます。このため、リース会社と協議しまして、防犯灯の修繕のみならず、九州電力側の原因についても、その都度確認して、連絡するよう指導しているところです。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 川南町内で防犯灯がいつごろから切れ、場所は何か所あるのかについて、まちづくり課はどのように把握していますか。お尋ねします。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えいたします。

通常は、町民からコールセンターのほうに電話していただいたものについては、町のほうでは把握できないんですけども、今回の問題が発生しましたので、それぞれ10月と11月に報告書なりを提出させておりまして、本年に限って言えば、25件程度がコールセンターの方に問合せがあっているというような状況になっております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 私のところにも苦情の連絡がありました。住民が発見し、コールセンターへ連絡。放置されたため、まちづくり課の窓口へ直接交渉をしに行きました。その後、九州電力が修理し、改善されました。修理には九州電力が来ました。実際にはLEDが問題ではなく、九州電力の電線からの電力供給に問題があったと言われたようです。この期間、約8か月です。同じ時期に切れたと思われる防犯灯が、唐瀬原中学校周辺に4か所あります。中学校の登下校に支障が出ています。窓口を一本化して早急に対応してほしい。その事実を把握していますか。伺います。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、期間が8か月という御指摘だったんですが、本年だけで言えば、一番最初に報告が上がっておるのが5月であります。これにつきましては、すぐに修繕が終わっている状況です。その後、梅雨時期と大雨時期に落雷が起きまして、8月を中心に防犯灯が切れているという報告が多数上がっておりました。ですので、8か月というのは時間経過としてはありませんので、訂正させてください。

それと、唐瀬原中学校の4か所につきましても、先ほど申しましたとおり、落雷によって九州電力側の装置に支障があったということでございますので、防犯灯の修繕については、できるだけ早く作業するように指導はしたところです。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 町民からの連絡があった場合、どのように対応しましたか。町民から直接問合せは何件入っていますか。修理にはどれぐらい時間がかかっていますか。いまだについていないんですよね。伺います。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどもお答えしましたとおり、本年に入って25件程度の問合せが入っているということであり、先ほども申しましたとおり、大和リース側と修繕管理会社の連絡ミスもありましたので、これについて指導をして、防犯灯についての修繕はある程度スムーズに行われたんですが、その後で九電側との連絡がまたうまくいっていなかったということで、3か月から4か月程度の時間がかかってしまったというのは事実でございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 大和リース株式会社宮崎営業所とは10年間の契約となっておりますが、管理は10年間は契約相手方の管理であると、前町長は答弁されています。管理の依頼、点検の実施、報告などはどれぐらいの頻度で行われていますか。追加料金などは発生していませんか。契約内容の見直しは何年ごとに行っているのか伺います。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えいたします。

10年間のリース契約ということで、債務負担行為を行ってリース契約を行っているところでございます。追加料金などは発生しておりません。点検の実施報告等については、その都度、町民から依頼があったもの、町に対して通報があったものについては、確認を行っているところでございます。契約内容の見直しは、10年間というリース期間がありますので、10年後にもう一度見直すことにしております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 防犯灯が切れている期間の料金についてですが、通常、修理が終わらなければ、利用料金は発生しないのではないのですか。年間の委託料は、前年度で242万3,000円を単純に700か所で割ると、1か所当たり年間3,461円になります。小さな金額かもしれませんが、切れている期間が長いところは、その料金を払う必要はないのではないのでしょうか。伺います。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えいたします。

契約の中で災害等に関わるものについては、それぞれ協議をしながらやっていくというふうになっておりまして、今回こういう落雷による防犯灯が点灯しないという事例が発生しましたので、大和リース側を呼びまして協議をして、今後こういう事例が発生しないように、連絡体制の整えるということで見直しを行っているところでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 防犯灯は町民が善意で連絡していただくと、以前窓口にて言われましたが、町民への周知徹底はどのように取り組んでいますか。伺います。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えいたします。

通常、防犯灯がついている電柱につきましては、コールセンターの電話番号等が書いてありまして、故障時はコールセンターへというふうな表記がされております。それだけでなく、切れているというのが町のほうに連絡があれば、受けた職員がまたコールセンターのほうに連絡をしているという状況でございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 防犯灯が切れている場合は、コールセンターを通す必要はありますか。役場主導で修理の依頼を行わないと修理していない実態を考えれば、町民の安全が脅かされることではないか、伺います。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 先ほどから申しますとおり、リース契約でございますので、管理を含めて委託契約を行っているところでございます。このため、コールセンターを通して修繕等を行っているところでございます。大和リース側としましても、防犯灯の修繕については、連絡ミスはあったものの、すぐに行っているという状況でして、今回の場合は、落雷による災害というふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議員（内藤 逸子君） 川南小学校の正門から10号線までの間の防犯灯が少ないと、住民からの声もあります。特に冬場、今ですけど、日の出も遅く、日暮れも早いため、防犯灯の必要性が高い地域ではないでしょうか。新たに防犯灯を設置については、どのように考えていますか。お尋ねします。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 防犯灯の設置につきましては、地域住民からの要望等がありまして、現地を確認し、設置の必要があれば行っているところでございます。もちろん地域性がありますので、要望が多いところには確認回数が増えて、それなりに必要だと判断があれば設置しているところです。川南小学校の正門からの件につきましては、今回、私が初めてちょっと聞いておりますので、確認するように指示をしたところです。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） ぜひ見てください。川南小学校からトロントロンの角まで1か所しかないんです。本当に自動販売機の明かりとか、アパートの明かりとかが頼りなんですよね。そのほかがないので、ぜひお願いいたします。

防犯灯は、町民の安心、安全を担う大切なものです。より住みやすいまちになることを求めまして、次に移ります。

第2点、道路の白線について伺います。

川南町内の道路の白線が薄い場所の実態は把握していますか。特に雨の日や夜間は大変見えにくいいため、高齢者の事故、逆走等につながる可能性があります。早急に把握し、改善が必要ではありませんか。伺います。

○建設課長（黒木 誠一君） 毎年、町道の路線図の路線番号で確認し、全路線の道路パトロールを実施しており、損傷箇所や危険箇所など、区画線も含めて調査を行っております。

区画線については、工事で更新している場合や、通学路点検で要望のあった箇所など、予算の範囲内で対策を講じております。しかし、全ての町内道路の区画線更新はできていないため、今後も継続して更新を行っていきます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 命に関わる道路の問題ですので、点検して進めていただきたいと思います。国土交通省の協議会に伝えて、知恵をいただくということはしているのでしょうか。

○建設課長（黒木 誠一君） 毎年11月から12月にかけて川南町通学路交通安全対策会議を開催しておりますが、このメンバーの中に、国土交通省宮崎河川国道事務所の職員もメンバーに入っております。メンバーの中に国・県の職員がいますので、要望は確実に伝えることができっております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 県道・国道について、川南町内の白線の現状を県や国にどう働きかけていますか。先ほど、その会議でちゃんと把握されていると言われましたけど、どうですか。そこもですかね。

○建設課長（黒木 誠一君） 要望のあった箇所については、適宜国・県に報告し、対応をお願いしているところでございます。また、回答のあった件については、要望者に報告を行っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 中学生の自転車通学路は、自動車と一緒に道路を走ります。国・県の予算で通学路に充てる予算はないのでしょうか。伺います。

○建設課長（黒木 誠一君） 先ほどの回答と重複する部分がありますが、毎年11月から12月にかけて川南町通学路交通安全対策会議を開催し、メンバーには、国土交通省宮崎河川国道事務所、高鍋土木事務所、PTA連絡協議会、各小・中学校の先生、高鍋警察署、川南原土地改良区など、通学路の危険箇所を解消するため、毎年、町内全小・中学校に対して通学路危険箇所の抽出を依頼し、また、定期的に合同点検を実施し、要対策後の効果把握、対策改善を行っております。メンバーの中には国・県の職員がいますので、要望は確実に伝えることができます。大きな町道整備は、計画を立てて認められれば、国の社会資本総合交付金補助率50%を充てることができます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 通学路用の舗装について、川南町内で緑色の歩道が設置されている場所とない場所には、設置基準があるのでしょうか。また、今後、設置場所の増設の予定はありますか。伺います。

○建設課長（黒木 誠一君） 内藤議員の、グリーン色のラインということですがけれども、グリーンベルトについては、先ほどお話ししました川南町通学路交通安全対策会議の中で、

学校等から要望が出た箇所で行っております。今後の設置についても、各小・中学校の要望等があれば設置していきたいと考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 今のことですが、要望がない限りはしないというんですけど、例えば、集荷場から県道の山本小から下りてきた道路に通じるまっすぐの道があるんですが、東小の子供たちが行く通学路には、ちゃんとグリーンベルトの線があるんですが、山本小に行くほうにはないんですね。だから、学校長がそこが必要ですよと言わない限りは、しないということですか。

○建設課長（黒木 誠一君） 要望があるなしにかかわらず、危険箇所については職員がパトロールを実施しておりますので、その中で必要があれば対応をしていきたいと思っております。ただ、先ほどお話ししたように、川南町通学路交通安全対策会議というしっかりした会議がありますので、できればこの中で訴えていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） トロントロン商店街の歩道を緑色に色分けしていましたが、今はどこにも残っていません。自然に消えたのでしょうか。今後は塗装はしないのでしょうか。伺います。

○建設課長（黒木 誠一君） トロントロンの緑色のということなんですけれども、確かに老朽化して、今、見えなくなっている状態ですけれども、皆様の今後、車道と歩道の区分けが分かりづらいということで要望がございましたら、対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 道路の白線は、川南町内の全体をくまなく網羅して、交通安全対策を図っていただきたい。特に命に関わりますので、早急に改善を求めて、次に移ります。

第3点、学校トイレに生理用品の設置について伺います。

9月議会で質問しましたが、その後どう取り組んでいますか。宮崎県内で取組を行っている自治体が増えてきています。県内での実施状況について把握していますか。伺います。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

9月議会からこれまでの取組みについては、先ほど答弁させていただいた内容です。調査についてですけど、令和5年度市町村立学校における生理用品の配備状況という調査があります。この調査によりますと、26市町村中18の自治体において、公費で生理用品を購入して、トイレの個室及び保健室に配備を行っておるような状況です。児湯郡内を見ますと、高鍋町及び都農町で全校に配備というふうに調査のほうでなっております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 設置場所のトイレの衛生面が問題と前回回答されましたが、衛生面が不安な場所に子供たちのトイレはあるのでしょうか。また、衛生面に不安な場所にトイレレットペーパーが設置されているということでしょうか。伺います。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現状のトイレの個室には、生理用品を置く場所がありません。不衛生というのは、アンケートのほうから上がってきた内容でございます。トイレットペーパーのほうは、利用頻度から、トイレに長い時間トイレットペーパーを置くというような状況が考えられません。一方、生理用品については、長い間置き去りになるのではないかという懸念があったから、このようなアンケートの結果が返ってきたというふうに想像しております。決してトイレの中が不衛生、それから、不衛生の場所にトイレットペーパーを置いているというような状況ではございません。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） トイレの個室に生理用品を設置する場所の確保は、長い間置くと不衛生と考えられておられますが、アイデア次第で実証実験は可能です。実例を挙げれば切りがありませんが、どこに問題があるのでしょうか。伺います。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃったように、設置場所に工夫をすることで衛生状態は保てるというふうに考えております。ただ、前回お答えした際には、そのような設備がないということでお答えさせていただいたところでございます。今回、調査の状況を踏まえますと、実証実験のほうは行っていかないといけないんじゃないかなと思っております。と申しますのも、やはり実証実験を行うことで、どのようなニーズ、要望があるのかというのが見えてくるというふうに考えております。まずは、中学校において、来年度、実証実験のほうを行っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） ぜひお願いします。子供たちの立場になって考えてください。図書館などの公共施設トイレでは、生理用品の案内カードが置いてあり、必要な方は職員に声かけをしてくださいとありますが、声をかける方は毎月どれぐらいいますか。伺います。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

図書館でカードが置いてあって、利用する人がということなんですけど、ちょっと最新の状態は把握していないんですけど、以前からの状況でいくと、あまり利用される方がいないというような状況にはあります。また、生涯学習センターの1階のトイレのほうには、生理用品の設置を行っております。こちらのほうは、使われる方がいて、定期的に生理用品のほうを補充しているような状況です。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 公共施設のトイレには、生理用品を一組でもよいので置いてください。思春期の子供たち、女性の身になって考えてください。トイレットペーパーと同じように考えていただけないでしょうか。私の子供の頃は、物資がなく、公共トイレにはトイレットペーパーはありませんでした。しかし、今は当たり前前にトイレットペーパーがトイ

レにあります。それと同じように、生理用品がトイレに設置されることが当たり前になる、よりよい社会を構築しましょう。子育てしやすく、女性や外国人にも優しい、ジェンダー平等なまちを目指すことを求めて、次に移ります。

住宅リフォーム事業について伺います。

住宅リフォーム助成金制度は、小さい予算でウィン・ウィンな政策です。以前実施したときの効果は大きく、大変好評でした。住宅リフォームを以前利用していた町民に、もう一度利用できるように工夫して、町内の経済の活性化を取り組み、ぜひ予算化できないのか伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

先ほども述べましたが、住宅リフォーム事業については、5年間実施をしております。今後も物価高騰による経済活動の低下を招く事態というのが十分予想されますので、国・県等の補助金等の事業を活用しながら、地域経済の活性化を図るために、住宅リフォームだけに限定せずに、電子地域通貨等も活用して、多様な利用を含めて検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 前回の住宅リフォーム助成金制度は、何世帯の利用がありましたか。また、1世帯当たり平均金額は幾らか把握していますか。伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問ですが、ちょっと資料がここにございませんで、後ほどお示ししたいと思います。よろしいでしょうか。

○議員（内藤 逸子君） 川南町内の建設業者や、その他の業者に偏りはありませんでしたか。伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

偏りというのがどういったのを指すのか、ちょっとはつきり分かりませんが、自分のところで営業をすごくされた業者さんが、仕事をいっぱいされたという実績はあります。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 表現が悪かったら、はい。偏りというのは、1社ばかりにいつて、全体的に業者はいっぱいいるのに偏ったという気持ちで聞きました。超高齢化社会となっている日本において、住宅のリフォームは必要なものです。介護保険適用外の高齢者、一人暮らしや高齢の夫婦世帯は、リフォームしたくてもできない世帯が多くあると思っております。日本は、PPK、ピンピンコロリを目指していると思っております。目指して、できるだけ自宅で自由気ままに暮らしていきたいと思っている方々がたくさんいます。高齢者が安心して暮らせる住まいは、住み慣れた自宅ではないでしょうか。元気な高齢者を支援するには、住宅リフォーム助成は重要な政策ではないでしょうか。そのことはどう考えているのか。また、介護保険適用外の元気な高齢者は何世帯あるのか把握していますか。伺います。

○議長（河野 浩一君） 通告内容に沿った質問をしてください。

○議員（内藤 逸子君） 駄目でしょうか。川南町の、じゃあ、電子地域通貨T o r o nは住宅リフォームに使えると言いますが、地域通貨は不公平があるように感じます。使い方やカード、アプリについても、使用期間や金額の違いについても、高齢者にとっては使い勝手が悪く感じます。丁寧に説明していると言いますが、勘違いしたり忘れてするのが高齢者の特徴です。何度も聞くことは申し訳ないと思って行動していない高齢者がいることを御存じでしょうか。伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

現在、新規会員であったり、高齢者の方、どなたでも電子地域通貨を安心して利用していただくために、商工会の1階において、電子地域通貨のアプリのインストールから操作方法、電子地域通貨全般にわたって支援を行っておるところでございます。今年度実施いたしましたプレミアム付き電子地域通貨の第1弾及び第2弾では、多くの高齢者の方にも御利用いただいております。地域通貨を利用すれば、使い道が広がると考えておりまして、議員の言われるリフォームの2回目の利用というか、そっちのほうに回したりということもできますし、リフォーム事業者だけではなくて、幅広い事業者、車の販売店であったりとか、そういったところにも資金の還流がございますので、大変喜ばれているというふうに考えております。

ただ、議員がおっしゃられるとおり、使い方が難しいと感じる高齢者の方もいらっしゃるの、もう事実だと考えております。今後も高齢者の方に安心して御利用いただけるように、分かりやすい操作方法の支援等、継続して行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） ぜひお願いします。

先日、山本自治公民館の集いに参加しましたが、そのときに、山本住宅の振興班長さんのお話を聞くことができました。最近、両隣が空き家になって、大変寂しくなった。話を聞くと、隣の方はお子さんが生まれて、子育てするには、昔ながらのくみ取式のトイレでは子育てができないと言って、出て行かれました。少なくともトイレのリフォームができていれば、引っ越していなかったのではないかと悔やんでおられました。

町営住宅は、川南町内にまだたくさんあります。今回の住宅リフォームとはちょっと違いますが、老朽化が激しく、公営住宅リフォームをして運用・活用してはいかがでしょうか。町営住宅のリフォームをすれば、新しく建てるよりも安く運用できるのではないのでしょうか。今、増えている外国人の労働者への支援住宅としても活用としてできるのではないのでしょうか。伺います。

○建設課長（黒木 誠一君） 町営住宅のリフォームということですが、空きが進んでいることは重々承知しております。特に空きがひどい豊原住宅は、もう4件ほどリフォームを実施しておりますので、今後も入居者の要望等を考慮してリフォームをやっていきたいと考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 国の支援策など活用はできないのか、探してみたいかでしょうか。住宅リフォーム助成金制度で成功している事例がたくさんあると思いますが、川南町でも研究して、町民の住みやすい環境づくりに期待して、次に移ります。

第5点、畜産農家の埋却地について伺います。

11月25日に佐賀県で発生した高病原性鳥インフルエンザ、また、12月3日には鹿児島県出水市でも高病原性鳥インフルエンザが確認されました。このニュースを聞いて、畜産農家は不安を感じているのではないのでしょうか。今年1月に川南町内で発生した鳥インフルエンザで殺処分したニワトリを、県が土地所有者との契約を確認しないまま埋却していた問題は、まだ決着していないと聞いています。埋却地を他人の土地で代用する予定の畜産農家が、県内に約330戸あることが分かっていますが、川南町は、契約書の有無を含め、同意のある埋却地かどうか確認作業をしていますか。伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

畜産農家の埋却地については、家畜伝染病予防法第12条の3に定められた飼養衛生管理基準において、畜産農家自身が確保することが義務づけられております。同法12条の4に定められた定期の報告によって、毎年、都道府県に報告することとされています。その報告については、まず、市町村のほうに提出されまして、取りまとめた上、所管の家畜保健衛生所に提出される流れとなっております。今年5月に、宮崎県が今までの定期報告書の内容に一部不備があったということを確認しまして、本年度の報告書から、自己所有地以外を埋却地としている場合は、覚書等の書面を提出することとなっております。それについても、本町の窓口で定期報告を受け取る際に、確認を全て行っております。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。午後の会議は1時10分からとします。

午後0時02分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

ただいま、児玉議員から都合により欠席するとの届出がありました。報告します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（内藤 逸子君） 今年7月に発生している問題はまだ解決していません。埋却地の持ち主と事業所との問題として、3月議会では、川南町には責任がない、宮崎県に責任があると発言しています。しかし、5月に宮崎県は記者会見にて、直接、牛農家に契約したのか確認していなかったなどと述べ、これまでの方法が契約内容を確認できない運用だったと改めて認めています。その責任に間違いがあったと謝罪しています。そのことについて、どのように認識していますかお尋ねします。誠意ある回答、答弁を求めます。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

以前は、定期報告の中に契約書等の添付が求められておりませんでした。だから、今回問題になっているように、口約束とかいうことでトラブルが起こったのかなと思っています。それも県は認めて、今年度から契約書等の届出の写しを添付ということになっておりますので、私たちもそれがもう今後、間違いがないように必ず確認をするということ为先ほど答弁したところです。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 畜産農家は、今回、川南で発生した問題や高病原性鳥インフルエンザが全国、佐賀、茨城、埼玉、鹿児島で発生している問題で、今シーズン4例目のニュースを見て、明日は我が身だと不安な気持ちになっている農家も多いのではないのでしょうか。この高病原性鳥インフルエンザの件はどうお考えですか。また、川南町内の養鶏場に対してどのように対策をしているのか。伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） 今シーズンの鳥インフルエンザについては、例年、北のほう、寒い地域から広がってくるという印象がございましたが、今回は九州で最初に発生をしております。そういったこともありまして、農家の方にはすぐ啓発を頂きますように連絡をしておるところです。先日も養鶏農家に石灰等の配付等も行っており、啓発をしているところでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 畜産農家以外で鶏や鳥類を飼育している家庭には、注意喚起などは行っているのでしょうか。伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

そういうこともあるかと思ひまして、防災無線を使って町全域にお知らせするようにしております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 川南町内の埋却地について、川南町内の牛、豚、鶏の畜産農家は何軒あって、頭数に応じた埋却地の確保件数は何件なのか。伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

最新の統計で、令和5年の3月に発行されました統計によりますと、牛が147農場で1万30頭、豚が48農場で11万3,310頭、鶏が61農場で285万6,000羽でございます。

家畜保健所のほうにも確認をいたしましたところ、各農場、頭数に応じた埋却地を確保しているということでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 毎年、川南町で埋却地の把握の取りまとめを行っていると言われてきましたが、適正な数、面積の埋却地なのではないのでしょうか。伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） そちらも今の答弁にもありましたとおり、各農場、頭数

に応じた埋却地を確保しているということでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 事業所の埋却地についての契約書の確認と土地所有者との同意書の確認はどうなっていますか。伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） 事業所の埋却地についての契約書の確認というのは、実際に窓口で定期報告を持ってこられます。そちら、その際に契約書に代わるものもあるかと思えますけど、確認をしております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 埋却地の住所と実際の場所は、目視で確認をしていますか。伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） 埋却地の場所については、届出を持ってこられたときに地図情報システムを利用して、航空写真、それをもって本人と一緒に確認をするようにしております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 埋却地の所有者には、埋却地を使うに当たって拒否権を行使する権利があることを御存じでしょうか。

埋却地の所有者に拒否できることを周知徹底していますか。また、拒否された場合の対応はどうするのか。伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

家畜伝染病予防法には、埋却地として報告された土地に埋却する際に、所有者の拒否権についての記載を確認することができませんでした。

したがって、町としては、拒否権があるというふうに認識をしておりませんでしたので、周知については行っておりません。なので、拒否されたときの対応というのは、ちょっと考えていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 畜産農家及び埋却地の所有者向けには、対策マニュアルを作成していますか。伺います。作成しているかないか、どんなでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

対策マニュアルというのは、町が独自にということはありませんが、埋却地を含めた家畜防疫に関する基準については、畜種ごとに定められました飼養衛生管理基準というものを国が定めております。家畜保健所のほうにも確認いたしましたところ、令和2年に法律が改正されております。その際に、今言いました飼養衛生管理基準については、全農家に配付をしたということでした。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関す

る特定家畜伝染病防疫方針が令和2年7月1日に農林水産省が公表しているとさっきも言われましたが、これを基に、川南町独自での対策マニュアルということは作成せず、国が定めているからよいという理解でしょうか。伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

国が作成しているからよいということではないんですが、やはり統一したマニュアルというのは必要なかなと思っております。

防疫に対する対応等については、県とか独自のものがあるかと思えますけど、マニュアルに関しては、今のところ国のものしかないということでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 13年前の悲劇を二度と繰り返さないためにも迅速な対応が求められます。対応の手順はどのように行い、書類等の準備や人員の配置等はどうなっているのか。伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） 家畜伝染病発生時の防疫措置につきましては、毎年県が行っております家畜防疫連携会議において、県と市町村及びその他の関係部署との連携や役割について確認をしております。

そのほか、振興局や家畜保健所ごとに家畜防疫演習を定期的に行っておりまして、迅速な対応ができるよう、日頃から準備をしております。

あと、宮崎県の口蹄疫防疫マニュアル及び宮崎県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルに県及び市町村の役割等については記載されていますので、それに基づいて、今後も県と連携して対応を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 早めの備えというのが必要だと思います。訓練というのをを行う予定はありますか。職員の初動の役割についても決めて、訓練を行うべきではありませんか。慰霊の日とかに訓練を行ってもよいのではありませんか。いかがですか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

そういうことが起こったときの対応といたしまして、先ほど申し上げたとおり、各部署との連携、役割について確認を行ったり、家畜防疫演習ということも県を含めて行われております。

あと、町としても新人職員に対する防疫研修等は実施しているところでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） あまり起こらないことが起こって慌てるわけですから、埋却地の問題も契約の締結も、一応、川南町で養っている畜産についてのことですので、窓口はやはり川南町の産業推進課が窓口になりますよね。だから、県との連携も本当に必要ですが、課の、課というか、川南町の役場の仕事としてやはり連携プレーが必要だと思うんですよね。だから、今年の1月のような不手際が、今後、起こらないように考えてもらいたいんですよ

ね。よろしいですか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 議員おっしゃるとおり、このような不手際がないように、町と、県はもちろん、連携をしていきたいと思います。

埋却地含めた定期報告については、先に述べましたとおり、家畜伝染病予防法によって県に報告が義務づけられているということで、法的な解釈としては、県が取りまとめを行うということだと思いますが、もちろん、言われるように、川南町内で家畜を飼養されている方々が安心してその産業に携われるように本町としても頑張っていきたいと思います。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 私は、3月議会にも埋却地の整備に関する事業などのことで質問いたしましたが、今年1月に発生した鳥インフルエンザの埋却地の整備についてどのように決定する、実際にあったことについて、どのような決定をしているのか。伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） 繰り返しになるかと思いますが、今年度から自己所有地以外の埋却地を、自己所有者以外を埋却地としている場合は、当事者間の間で交わしている契約書や覚書等の写しを提出することとなりましたので、同様の事態は起こらないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 3年間は埋却地を使用できないと国が決めています、3年後はどのように管理、再生させるのでしょうか。土壌の検査や調査等も行われますか。伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

土壌の検査を行うかということについては、ちょっと私、今ここに資料がございませんのでお答えすることができませんが、3年後には、農地として使用できるような状態にしていけないと、せっかく川南が農業の町ということなので、優良農地が、今後、例えば、埋却地がまだ増えていったときに、そういったものが使えなくなるということは避けたいと考えておりますので、その対策については考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 農地としての整備は国が補償するのでしょうか。伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） 本来の埋却地の整備も含めた補償については、埋却地として利用したもの、本人の通知であれば本人なんだろうけど、所有者との契約とか合意に基づいて行うものでございますので、実際は本人が行うものかなというふうに考えておりますが。

以前も要望等にありましたけど、やはり再整備には費用がかかるということなので、そういったことを町として応援できたらいいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 土地の所有者の責任なのか、事業所の責任なのか、13年前の口蹄疫のときのように国が整備するのか、決まっていることはありますか。当事者同士のことと

して対応しないのであれば畜産農家は立ち行かなくなると思いますが、どうなりますか。伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

口蹄疫のときは、そういった農地の再整備について、国、県等で行ってきた経緯がございますが、今回の鳥インフルエンザについては、今のところ、そういうものがございません。ただし、先ほど言いましたとおり、本人の負担もかなり大きくなるということなので、それが応援できるような事業等を考えていきたいと思っています。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 国に対して要望していただきたいんですよね。10か月たった現在はどうなっていますか。伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

県と協議をする際に、この埋却地の再整備についてを話を、要望というか、したことはございまして、ただ、国についてはまだやっておりません。というのが、埋却地は3年間は掘削ができないということになっておりますので、事業としては、もう少し先に予算化することでもいいのかと考えたところでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 鳥インフルエンザの早期の収束は、1月に起こったのは、埋却地を提供してくださった方が、畜産農家の方の協力があつたからこそ早く実現しました。協力がなければ川南町全体に広がった可能性もあり、心から感謝の気持ちを伝えることが私は大切だと思います。今までの対応が間違っていたのであればきちんと謝罪し、誠心誠意謝るべきではないでしょうか。ただすべきところはきちんとただし、これから川南町としてどう対応すべきかお答えください。

○町長（東 高士君） 内藤議員にお答えいたします。

確かに、1月、私が就任する前ですが、霧島エッグの鳥インフルエンザに伴うことで、隣の土地でありました森木さんところの草牧場、そこを埋設地にしたと。もう提供があつたから、うまくいったというのはもう承知しております。事実も両方確認しております。

今回の法律等の改正、また、県の覚書等も出ていますように、もうそういうごたごたしない、言った言わないということがないようにちゃんと書類で確認をし、そしてうまくいく、今回がその教訓になっておりますので、次回からは、もうあつては困るんですけども、もし発生したならば、スムーズにいくようにやっていくのが今回の教訓を生かすことじゃないかなと思っています。そのときは私が順序立ててちゃんと指揮をしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 鳥インフルエンザは、毎年どこかで発生しています。発生源を防止しようにも原因が渡り鳥や野鳥なので、どんなに防護柵や消毒をしても発生しています。

私たちができることは、迅速な対応、収束に向けての努力です。宮崎県と連携して町ぐるみで一丸となって、殺処分後は埋却処理が必要です。この教訓を生かして川南町独自のモデルをつくり、安心安全な畜産の町として誇りを持って働ける町、この経験を生かすも殺すも川南町の役場職員、特に産業推進課職員の力が大切です。役場の職員は川南の代表だという誇りを持って職務に邁進していただきたい。川南町の職員の迅速な対応にかかっています。川南町独自の対策を取り、再発防止に向け、埋却地の点検を、いま一度、しっかり行っていかなければいけません。埋却地の場所の把握は大変重要な問題です。畜産のまち川南、畜産農家も安心して経営ができ、町民も安心して暮らしていける町になることを求めて質問を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、徳弘美津子君に発言を許します。

通告書に基づき、質問いたします。

○議員（徳弘 美津子君） 避難誘導灯についてです。南海トラフへの懸念とした津波による高台への避難道路について検証し、避難誘導灯設置に向けるべきでは。

11月5日に宮崎県総合防災訓練が行われました。私は、防災士としてJRとの合同訓練に参加いたしました。そこで感じたことの一つに、川南駅近くの佐光さん宅の上に行くJR指定の避難所に行くまでの道路に避難誘導灯がありませんでした。確認すると、今回の避難場所はJRが指定した場所ということで、川南町として外灯をつける予定がないということでした。今回の検証を受け、ぜひ町としても設置に向けて考えていくべきではないかと思えます。

このように、津波では高台に避難することになりますので、町内全ての高台に行く道路については、様々な視点に基づいて検証して行ってほしいと質問いたします。

以降の質問については、質問席から行います。

○町長（東 高士君） 今、徳弘議員から11月5日実施しました津波防災訓練の件で御質問がございました。

実は、私は、町長になる前、サラリーマンをしておりましたので、駅を利用して、宮崎または延岡のほうで勤務していました。

駅の入ってすぐ左側のところに、避難場所ということでJRが指示しております高台、あれはずっと前から指示してあったというように私は記憶しておるんですが。町と、何といいますか、マッチングと申しますか、そういうのがなかったわけですね、今までね。それが非常に問題ですよ。だから、JRはJR側で自分で避難場所を決め、町は町側で決めている。だから、その整備ができていない。こういうことは許しきことですね。以後、こういうことがないように、やはりちゃんとお互いに意思疎通をして決めていくべきだというふうに思っております。

その点につきましては、まちづくり課のほうも、そういう状況であれば、あそこに防犯灯をつけようと。避難誘導灯はなかなかつけにくいので、防犯灯を設置をしようかということ

で動いております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） ありがとうございます。

今回、来年度は危機管理室を設けるということで、町長におかれましては、自衛隊出身ということで非常に、防災とか有事になったことについては非常に敏感だと思いますので、ぜひ、川南は基本的に高台にあるから安全だと言われていますが、まだまだやはり通浜、松原地区の方たち、伊倉地区の方たちの安全を確保するために考えていってほしいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、庁舎周辺の照明と防犯カメラ設置についてです。

改善センター、総合福祉センター周辺の駐車場の照明、防犯カメラの設置について、今後の計画を伺います。

役場周辺の駐車場は照明がありません。少なくとも改善センターや総合福祉センターの利用時間の午後10時までの駐車場の照明について設置を考えていけないか伺います。

照明用のポールを立てるのではなく、大型店舗に見られる建物から駐車場に向けて照らす照明などを考えていけたらいいのではないかなと思います。併せて、防犯カメラも庁舎内外に設置する考えがないのか伺います。

PLATZ（ぷらっつ）でも建物内外はもちろん、売店、食堂内も防犯カメラが設置されています。特に、深夜は無人になる24時間コーナーでは、隅々まで監視できるカメラが設置されています。利用者の声を聞くアンケートボックスも監視できるようになっているようです。

近年、防犯カメラの映像により犯罪の解決手段の一つになっています。防犯の抑止力や周辺に何かあったときに庁舎内外の防犯カメラ設置は必要であると思いますが、どう考えるか伺います。

○町長（東 高士君） 防犯灯と防犯カメラをちょっと切り離して考えます。

防犯カメラが私、この役場内になかったというのをついこの間まで知りませんでした。この議題を。私は、当然、防犯カメラはいろんな箇所についているというふうに思っておりました。知り合いの方がおられるから、あそこの中にテレビですとかモニターで映って、役場の状況はどうなのかというのが映っているとびっくり自分でいいほうに解釈していました。ところが、ついていないということなので、これはもう今から財政課とか庁内で協議をして、もしつけるのであればどういう場所が必要かということで、これは検討してまいります。

防犯灯、明かりにつきましては、いろいろございます。

まず、福祉課長に発言してもらおうと思うんですが、総合福祉センターの周りの状況について、福祉課長のほうから発言してもらおうと思います。お願いします。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 現在の総合福祉センター周辺の照明については、外部、園庭灯が夜間点灯はしておりませんで、外回りのダウンライトと外灯ポールについては22時15分

に切れる設定というふうにしております。

ただ、これらの照明については自由に時間設定ができますので、これからも調整はできるようになっています。

以上です。

○町長（東 高士君） 今発言がありましたように、やはり周辺に住民の方がおられますので、住民の方の迷惑にならないように、やはり時間も設定をしてやっております。何でも、役場の周りを全部明かりつけばいいちゅうもんではありませんので。だから、これからもまた、その向こうの奥、総合福祉センターを除く、そのほか、農村改善センター、また、医療センター、あの付近の部分につきましても周りの人と相談をしながら、明かりをどういう形にすればいいか、時間が設定が必要であれば、時間は何時までにつきますという形で話し合っ、要するに、住民の方の生活に迷惑にならないよう、そういう考えでやっていこうと思っております。

先ほど言いました防犯カメラにつきましては、そういうのをやはり、もうその後、明かりが消えた後もちろんモニターできる明るさが確保できるような照明が必要かと思っておりますので、それはそれでまた別の問題ですので、協議をしながらやっていこうということで、防犯灯と防犯カメラについてはすぐに対処したいというふうに考えております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） ありがとうございます。

福祉センター、総合福祉センターについては、確かに照明がちょっとあるんですが、一番、例えば、庁舎側のほうになると真っ暗になるんですね。福祉センターの途中、途中、段差がぽこっとあるところが数か所あるんですね。そこでやはりちょっとつまずいた人もいたりと聞きますので、もちろん住民の、周辺の方のお声も大事ですので、先ほど言いました建物から当てるのでしたら、いろんな角度の中で、多分、変えることができると思っておりますので、これ防犯の域からもやはり、ぜひ照明については考えていってほしいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、自治公民館のWi-Fi環境について整備ですが、これちょっと私が、ごめんなさい、認識不足しているんですけど、広く来館した人が使えるWi-Fi環境はどうなっているのか伺います。

○町長（東 高士君） Wi-Fiにつきましては今、各公民館それぞれに今、リフォーム中です。全てリフォームが終わった時点でWi-Fiは全部設置ができてます。それで完了いたします。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） そしたら、例えば、フリーで公民館を訪れた方が自由に使えるような環境になっていますか。例えば、パスワードを入れる環境とか、ちょっと私の、通山ですけれども、それが見当たらないんですね。結局、パスワードを入れないとフリーWi-

Fiは使えないということになっていきますので、そこ辺りの設置は公民館長、だから、館長さんがどのような形で公民館に来た方にWi-Fiができますよ、使えますよということをやっているか伺います。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えします。

各館長に、そこら辺りどうやっているのかという確認は行ってはいないんですが、パスワードを設定しようと思えば、機器等を書いてありますので、そちらのほうで利用できる、地域の方が利用できるように、今後、できていけるとは考えております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 館内全体で使えるWi-Fi機能ではないんですかね。公民館に来た人、みんなが全て使えるようなWi-Fiの範囲ではないんですか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 今回、導入しているWi-Fiが広範囲にわたって使用できるかといいますと、施設内全てを網羅しているとは報告を受けておりません。

ただ、スマートフォン教室とかそういったものをするときには、Wi-Fi環境を使って、通信環境を使ってやっているというふうに聞いております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 今もうすぐネットワーク時代で、例えば、災害があったときに避難所になったりとか、この前、通山もお祭りがあったんですけど、たくさんの若い人が来ます。若い人が来て、ここでもWi-Fiが使えるという環境を整備していく。庁舎内も一応あるし、図書館のほうの生涯学習センターのほうもぎりあるけど、私がよく利用する婦協の部屋は入らないんですね。だから、やはり、もう今からその時代に合わせたWi-Fi環境というのを自治体のほうから広げていって、どういうことがあったか分からないんですけども、そういうのをしていただけたらいいなと思っておりますが。いま一度、お返事をお願いします。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今後も電波状況等を確認しながら快適な通信環境を提供して、自治公民館の利用の促進につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 次です。教育長についてです。

坂本元教育長の退任に対しての宮日報道の町長の見解は、ということですが、坂本教育長の退任については、宮日に記事が掲載されました。

6月、9月議会での同僚議員たちの坂本教育長の退任すべき発言について述べられており、私たちも9月議会では、看過できないほどの発言をした同僚議員に申入れをしました。これは庁舎内にも一斉放送され、職員はもとより、傍聴においての皆様への憤りを感じたと聞きました。後日、1名の同僚議員は発言の訂正と陳謝をいたしました。議事録には発言取消しが5か所にもなっております。これらの退任を促す発言について、中学校の統合を急ぐ町長は、

統合については慎重に対応を示す教育委員、教育長に対していら立ちもあると思います。当時、町長は、一般質問に対して、また、この記事に対して、どのように感じていたか教えていただきます。

○町長（東 高士君） 残念ながら、私は宮日の記事を読んでおりません。見ておりませんので、コメントは特にございませぬ。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） では、今、私が言ったような感じなんです。そういった報道をされているんですけども、町長はやはり坂本教育長に対して、例えば、6月議会で町長は同僚議員については、志が同じ同志と言われました。同志の方たちが当時の教育長に対して退任すべきという考えを問うておりました。それを聞いたときはどうだったんですか。町長としては。そういう発言を聞いたとき、どうお考えでしたか。

○町長（東 高士君） 坂本教育長は、私が、過去のことですけれども、4月27日に着任をいたしました。着任したときに町長室に一番最初に来られて、「町長、私は、町長の考えに従って、これから教育長として働きます」というふうにおっしゃいました。それで「お願いします」と私は申し上げました。ただそれだけです。以後の発言は坂本さんがいろんなことを発言されましたけれども、私の考えとちょっと違うんじゃないかなというふうには、途中、思っておりました。先月の2日木曜日、3日の日が、たしか、金曜日だったと思うので、2日の日の朝訪れてこられて、辞表を出されましたので受け取りました。何の言葉も、何の言葉といたしますか、ただ渡されましたので受け取っただけです。言葉はありませんでした。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 4月27日のときには、町長に従いますと言った教育長に対して、お願いしたいと。途中で、総合教育会議の中でいろいろ様々な論点があつて、結局、町長とはかみ合わない形になったんですね、それは。今言われましたよね。間違いなく、それは。あら、違うなということ。やはり町長と方向性が違って来たということに対して、やはり教育長に対しての不信任というか、はなかつたんですか。

○町長（東 高士君） そういう、私は、直接、発言しませんでしたけど、私と副町長と、それと教育長と3人でいろんなこと、これからの教育行政をどうやって決めるかと。本当いろんな案件を出してやりました。ところが、少しずつ、温度が違うんで、私はあまり発言しませんでしたけど、副町長のほうからも、ここはこうじゃないでしょうかという意見はたびたび出ておりました。だからといって、不信任とかそういうところまでは行っておりませんでした。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） ありがとうございます。

教育長に対してやめてほしいということは、一切、言っていないということでよろしいんですね。

○町長（東 高士君） 一言も言っておりません。

○議員（徳弘 美津子君） 次にいきます。

新教育長の教育理念を伺います。

新教育長、就任おめでとうございます。大都会から来られて、こんな田舎に本当に、地域格差があるんだろうと思うんですけども、教育理念、教育長の考える教育理念をぜひ伺いたいです。

○教育長（長曾我部 敬一君） 教育の基本方針を述べさせていただきます。

まず最初に、教育の真の目的は何だろうと考えますと、やはり子供たちの資質・能力を発見、発掘して、最大限に伸ばすことが肝要かと思われまます。

子供たち一人一人すばらしい個性、能力、特性、無限の可能性を持っております。

それでは、その無限の可能性をどのように、誰が、いつ、どのようにして発掘するのかといえば、やはり第一番は家庭の御両親だと思います。自分の子供はこんなにすばらしいところがある、こんな能力がある、すばらしいよとまず褒めて、自分の子供を褒めていくことが始まり。あるいは友達からも教えてもらうことがあるんです。あなたはこういうことがすばらしいなど。褒められたほうは、ああ、そうかということで自信を持ちます。

それから、一番大きいことは、小学校であれば、クラス担任の先生、大勢の子供たちを抱えながら、一人一人の個性とか能力とかすばらしいところを発見して、その子供たちを褒める。あるいは中学であれば、教科担任の先生、中学は教科担任の先生がどんどん変わっていきますので、その先生等がやはり子供たちの特質、秀でるところあたりを発見して、それで褒めてあげる等々で伸ばしていくということが大切かと思ひます。

それから、基本方針、1、組織の活性化、子供たちを取り巻く組織には、私、考えて、大まかに4つ考えております。

第1番は学校です。学校管理職、校長、教頭を中心として、先生方、教職員が1つにまとまって子供たちを推進して、教育していくということです。

2番目は家庭。両親、それから兄弟、おじいちゃん、おばあちゃんもひっくるめて、家庭の教育力。

3番目は川南町教育委員会。31名のスタッフがいます。それが一方方向に向いて、それから一枚岩になって推進していくということです。

それから4番目は地域の教育力。これは縁の下の力持ち。今朝、私も通勤するとき、薄暗い雨の中を、一生懸命、地域の方々子供たちの安全を願って旗振りされているんですね。そういう姿を見て、一瞬、スピードが止まったんですね。スピード、制限時速のスピードで通勤しながら、はっと思って、はっとしたのが車が少しゆっくりになったという、そういう一生懸命されているんだなど。この近くに行きますと、ドームのところでしたら、町長自ら、どこかで見たことのある顔と思ったら、町長さんが一生懸命旗を振られてた。

この4つの組織力を連携、協力しながら、この1つでも連携ができなければ、また、うま

い、よりよい方法の教育ができません。

この4つのうちでも、やはり中心となるのは学校と家庭です。学校の組織がばらばらだとそこから亀裂が入ります。私も多くのことを経験しております。

学校が乱れると、まず学級崩壊が起こります。次いで学年崩壊が起こります。学校全体が壊れて学校崩壊になると、もうどうすることもできないです。

八王子市には37校の中学校がありまして、小学校が107校あって、そういう風景を目の当たりにしてきまして、何が原因だろうということを考えさせながら、41年間の教職経験をさせていただきました。

ちょっとハード面で細かいことに長くなりますので、基本方針2、三つ子の魂百まで、鉄は熱いうちに打て。もう鉄を冷え切って打ってもどうしようもないよということでしょうか。脚下照顧、自分自身を振り返りなさい。西洋のほうにもこれと同じようなことがあるんですね。「ザ・チャイルド・イズ・ファーザー・オブ・ザ・マン」直訳すると、子供は大人の父である。これを間接的に言えば、全くそういう、鉄は熱いうちに打てとか、三つ子の魂百までということと同じことだと思います。

それから、3歳までに受けた教育によって形成された性質、性格は、100歳になっても根底は変わらない、根は一緒だということです。

それから、しつけ教育が大切ですね。しつけとか教育された、人間に必要な心の情操教育は、おおむね、3年で固定すると言われていています。

それで、ちょっとソフト面に入るんですけども、スキヤモンの発達曲線とあるんです。それはもう心臓、内臓と、それから神経系統とか呼吸系とか、そういうどのように発達するんだらうという曲線、それを見ますと、脳の発達、6歳までに大人の90%、もう既に年長で90%成長しているんですね。その間、どのように子供たちを教育すればよいかということ。

それで、まず、今言ったように、もう3歳で全てが決まると言われている中で、若いお母さん方というのは、もう試行錯誤で子育てしている。かわいいな、かわいいなと、それかわいいのは当たり前。当然なんですよ。かわいいのも当然だけど、それ以外にやらなくちゃいけないこと、山ほどある。それをなされていないから、今中学になっても同じ、できていないところを今から、教育長、中学の偏差値を10上げると、学力を全国の平均まで持っていけと言われても、そういう方法があったら私が教えてもらいたい。それには、また10年前には帰らないんです。10年前から始めれば、幼児期の教育から始めれば、すぐ10、20上がります。

それで、ちょっと蛇足ですけども、若いお母様方、もちろん私は、まず、川南町の保育園、幼稚園、公立、町立関係なくて全部回って、それから小中学校、校長先生、教頭先生回って、そういうお話をしながら進めていきたいなと思っております。

一番すくすく成長する30のしつけ、自立できる、子供たちが自立できる30の方法、子育て上手な親になる30の方法、才能を伸ばす30の方法、上手に叱る30の方法、叱るといのは、これは愛情です。怒る、人間的な感情、感情で怒るのは、これは教育ではありません。そう

いう厳しく叱る、それは教育。愛があるからこそ怒るんであってということです。

基本方針3番目、これが全てだと思います。日本語教育、日本語教育をどう進めていくか。平たい言葉で言えば、国語科です。国語科のあらゆる教科の基礎、基本は国語科。例えば、英語とか社会とか数学で設問します。その質問の意味さえ分からない。意味さえ分からなければ何言っているか分からない。それ解けるわけがないんです。ところが、日本の教育、明治100年と言われていていますね。その昔は寺小屋、読み書きそろばん、これから始まったわけです。

例えば、例を取ってみますと、埼玉県に私立の栄東中高一貫校がある。その学校は、定員割れ、誰も集まらない。偏差値が40そこそこで、あるスーパースターが来ました。田中淳子という先生。その方は、ヨーロッパのスイスに世界銀行というところがあって、そこでいろいろと勉強された方。その方が校長。定年退職して、そこの校長先生からお誘いを受けて、うちの教頭になってくれないかということで、そこの教頭に就きました。そのとき、その偏差値40の学校をある改革をしたんです。その改革したのが、読み、書き、そろばん。全ての教科の基礎は国語科であるかということで、先生方に全員、職員にそういうお話をした。そうしたら、10年後、定員割れの栄東中高、そこには、全国から今1万5,000名の応募が来ています。その1万5,000、今、それはもう10年以上かかっておられて、今インターネットで引いていただければ、すぐ出ます。栄東中高等学校一貫校の田中淳子、その検索すれば出てきますね。

それで、10年後は、浦和高校は年間35名でしたかね、毎年東大出しております。今はそこを超えて東大、その後は理数系に切替え、次の段階では理数系に力を入れて、そこでもすごい効果、効力を出している、だけど、田中先生いわく、「東大に入学するのが目的ではないよ」という、そういうことを書かれておりますので、そういう事例からしまして、やはり第3番目の目標として、基本方針として、国語科に力を入れていきたいと思っております。それは自分一人でできませんので、数多く小中学校に足を運んで、管理職の方々と、一体、どのようにすればよろしいでしょうかということでお互いにキャッチボールをしながら、川南町の教育にできるかできないか分かりません。だけど、できると思います。1人でできない。だから、みんなの力を頂きながら、推進していく覚悟でおります。

柱の4、先ほどちょっと申し上げましたけど、小中学校の学力向上を最優先すべき検討している。だから、検討している、検討している、抽象的な言葉じゃどうしようもありません。具体的にどのように検討しているのかというのが、先ほど申し上げたことなんです。

それから、最後になりますけれども、ここにいらっしゃる皆様方、そういう、何というんでしょうかね、夢をお持ちですか。どういう夢、どういう目標を持って、傍聴席の方々、失礼ですけれども、お持ちでしょうか。ちょっとそういうのをつくってみたくて、聞いていただけますでしょうか。夢の実現に向けて、夢のある人には希望がある。夢のある人には希望がある。希望のある人には目標がある。希望のある人には目標がある。目標のある人には計

画がある。目標のある人には計画がある。計画のある人には行動がある。計画のある人には行動がある。行動のある人には結果がある。行動のある人には結果がある。結果がある人には反省がある。結果がある人には反省がある。反省のある人には進歩がある。反省のある人には進歩がある。進歩のある人には夢がある。進歩のある人には夢がある。この波長。また、夢が一番最後に、ずっとぐるぐる回りながら、自分に問いながら、日々、送らせていただきます。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。

午後2時10分休憩

.....
午後2時19分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

ただいま、まちづくり課長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 先ほどの徳弘議員の御質問で、南海トラフを懸念とした津波の高台への避難道路について、避難誘導灯の御質問がありました。

町長のほうから、防犯灯で協議を進めているという話だったんですが、当該JR側の避難路は電柱が途中にないことと、防犯灯では停電時に避難誘導の役目を果たさないということで、今、JR側と協議を行っております。避難路を変更するのか、それとも協力して避難誘導灯を設置するのかというところで、今、協議を進めているところですので、よろしく願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（徳弘 美津子君） 教育長、ありがとうございます。すばらしい教育理念で、いろいろあって、もう私も頭の中にたたき込めないんですけども。すくすく成長する30のしつけとか方法とか、30の方法っていろいろありますが、これはまた多分何かの折にまた、ぜひどういう内容なのか教えていただければいいかなと。今日はいいですよ、もう。今日はいいです。（笑声）教えていただきたいなと思います。

結局まあ実務的なもので言いますが、例えば三つ子の魂と言われますが、三つ子の魂。だから多分、今私たちがここにいる間には、その三つ子の子は多分私は見ることができないんですけども。10年前に本当に戻ればよかったかなと思ったりもするんですね。

実際に、現場を離れて16年を経過していると思います。今の現状の川南の教育環境というのをどのようにお考えですか。例えば、学校の統合がうたわれて、中央にできる、白紙になりました、さあどうしましょうという川南の現実。中学校の現実とか含めて、どのようにお考えかお聞かせください。

○教育長（長曾我部 敬一君） まだ就任して10日あたり、10日か13日目なんで。それで、まさか私がここに教育長になるとは夢にも思っていなかったんですね。東京からこちらのほう

へ引っ越して3年目で、その間は毎日毎日、庭の草むしりで真っ黒になってというか、そういう時間の過ごし方で。

それで、今から見させていただいて、それじゃ遅すぎますでしょうか。今、2校、それから小学5校、そういう教育環境についてなんですよね、今、質問は。

それで、どう思うかといえば、まず感じたのは、小学校は非常に多いということと、それから、川南の海のほうから尾鈴山まで、東西南北が非常に広いところだということは感じております。

だから、そういう教育、子供たち……。質問の趣旨がちょっと理解できてないんですけども、何を意図されて、何を求められているのかがちょっと理解できなくて、それに対する言葉をどのように申し上げてよいかということで、今、戸惑って頭の中が混乱しているところなんですけれども。申し訳ありません。もう一度、恐縮です。

○議員（徳弘 美津子君） 川南も、多分中学校の統合の問題がなかったら、多分普通の平凡な教育環境で、そのまま特に学校のことがうたわれることもなかったですね。

今回、多分御存じでしょうけども、町長選の争点として中学校の統廃合がありました。それで、中学校の白紙を訴えた現町長が当選したという流れで、教育がすごく今回の選挙の一つの争点になったんですね。はい、そうです。御存じなかったですかね。

逆に言えば、このマスコミをにぎわし、世間をにぎわし、保護者を惑わせた、この川南の今の教育環境の現場を、よくぞ教育長として受けてくださったのだなと思って。今言われるように、知らなかったで済む世界なのかというところが、知らなかったではないと思うんですね。

だから中学校統合について議論されました。今私が町長に言いました、先ほど、6月9日議会で同僚議員がやめろという発言があった、今の川南のこの議会について、それを分かりながら教育長を受けられたんだと思うんですけども、そこあたりはどうですか。

○教育長（長曾我部 敬一君） お答えいたします。

昨日、私が就任して初めての教育委員会が行われました。（発言する者あり）教育の会です。教育委員との会。それで、いろいろお話しする中で、白紙ということなんです。だから、白紙ということで、じゃあ教育委員会としてどうするかというお話にもなりました。

それで、まず、いずれにしても統合するということも確認できました。それで、例えば、多数決の、私は日本の民主主義というのは、早い者勝ち、強い者勝ち、言いたいもの言った者勝ち、それで決定して、決定した人がまた全て決めてしまう。そういう話の中で私は、もしも仮にどちらかの学校に決まったならば、それはハード面である。

しかし、その日本のやり方というのは、決まったことを勝者というんでしょうか、それが全て物事を最後まで決めていくというそういうやり方。私はそうではないよ。それはハード面で分かったかも分からないけど、今度はソフト面。ソフト面においては、反対のほうにいろいろと決めてもらいたい。だから、正しい意見を言っているけども、それで負けたほうもたま

たまそうなんですけど、負けたほうもすごくきれいな正しい意見もあるわけなんですよ。

だから、そういうところはそちらのほうのソフト面は決めていけば、だから、そういう双方のほうを受け入れられる、そういう集団で新しい学校をつくっていいのではないかということまでは話しました。

その後、またアンケートを取ったり、またその他の住民の意見を聞いたり、ちょっと遅くなるかも分からないけど、そういう基盤ということは御協力をお願いしますということ。もう早速、それでは次回の、今のPTA会長、副会長の次のほうも、もうある学校では決まっているやに聞いております。だから、そういう方々を集めて、もう今年度中、できるだけ早いほうがいいということで、教育委員会の担当の方をお願いして、もうそこを設定するまで至っているんですね。はい。ちょっとずれていますか。

○議員（徳弘 美津子君） もう一回確認します。昨日の教育会議で統合すると確認したんですか。ではなくて。（発言する者あり）だから今後、統合についてを進めること、統合をすると確認じゃなくて。

○教育長（長曾我部 敬一君） 昨日の話合いの中で、4名の委員の方々の話の中で、やはり、統合を視野に入れてということをおっしゃったんです。はっきりとおっしゃいました。だからそれを受けて、次のステップで推し進めていかなきゃいけないねという話。それをちょっと、基本的な考え方の後を言ってしまったんで。それでその後は川添さんが司会しながら取りまとめていただきました。教育長の補佐の川添健一様。それは私の記憶には残っております。はい。よろしいでしょうか。

○議員（徳弘 美津子君） ありがとうございます。

それでは、教育委員会の中では、今後それらを含めた視野の中で話をする。その中に結局、保護者へのアンケートを取るといふことの考えの中でよろしいのでしょうか。

○教育長（長曾我部 敬一君） それ前に集まったところで、新しいPTA会長、次年度の、そこあたりをまた次の、そこにするというんじゃなくて、アンケートは取らなくちゃいけないねというお話で。取るとか取らないとか、そういう話はしてなくて。それで一応、PTA会長新旧の方、その話合いで次のステップに進んでいくということまで確認しております。

○議員（徳弘 美津子君） PTA会長たちの中で、7人のPTA会長の中で、学校方向がどういうふうに決まるかって、多分PTA会長もなかなか、その責務の中では負わされないうちです。最終的にやっぱりアンケートという形になると思うんですね。それが、全てそうだと思うんです。ぜひ、それはやるべきではないでしょうか、アンケートは。

○教育長（長曾我部 敬一君） やるべきって、それは個人的な考えであって、もう主体は教育委員の方とそれを始めて、まだ白紙なんですよ。白紙の上であれもこれもって、それはできるわけが物理的にないと思うんで。

今から先、白紙から、4名の方がおっしゃってくださったのが、一番科学的、合理的というのから考えながら、まずそういうPTAの方々の考えとか、思いとか、何が一番ベストな

のか、いろんなことを勘案しながら、まず白紙の第一段階に差しかかったところなんですよ。だから、それからアンケートを取るかどうか、ソフト面はそこからどんどん必要なことは考えてやっていくということなんです。

○議員（徳弘 美津子君） 今から一つずつだということですね。そしたら、今の東町政運営は決してこの世代、この若者世代、子育て世代にとっては優しい政策ではありません。結局64%の方が中央、新しい中学校を望んだのが白紙にされたわけですので。諦めに似た保護者の思いを教育長は酌み取れますか。川南町は新町長体制の中、中央に位置する新中学校建設について白紙にしました。その見解を伺います。白紙にした見解。

○教育長（長曾我部 敬一君） 白紙になったということは白紙なんです。だから、それから思いとか、白紙だったら、そこから私の責務、任務というのは、白紙のところからつくり上げていく。それがまた議論する中で、紆余歪曲しながら、それが1年長引くか、2年長引くか、あるいはもっと早くできるか。それは話し合いながら、修正しながら。だからそういうソフト面。よろしいですか。（発言する者あり）

○議員（徳弘 美津子君） 教育長に答弁を求めているんですけど。

○副町長（河野 秀二君） 徳弘議員の質問は、通知の内容とかけ離れた部分がかかなりあります。それに併せて、教育長はまだ教育長に就任されて約10日ぐらいですかね。それに一定の方向を示しなさいというのは、これどんな方の立場であっても、非常に答弁できるものでは私はないと思います。

まず、教育長の仕事としては私が言うべきことではありませんけど、現状を把握することが第一歩じゃないかと思うんですね。そのあたりを加味して質問なりをされるのが、私は常識ではないかと思います。

以上で終わります。

○議員（徳弘 美津子君） 私は今までの現状を言っているつもりであります。言います。

30年前、私たち子育て世代、私今66ですので、30代、40代で子育てをしました。その当時から二馬力で働く世帯が多くおりました。仕事をしながら子育てしないと、保育料も払えないほどの保育料を収入に応じて負担し、医療に関しては、就学前は医療機関の領収書を提出してからの返還、もちろん高校までの医療費無料なんてありませんでした。給食費は当たり前前に未収の保護者に対して、保護者の立場で集金に回っている現状でした。保育所でいえば、運動会や入園式など、日曜日の行事の開催を要望しても、土曜保育を申し入れしても受け入れられませんでした。もちろん子供が病気になったら仕事を休み、職場に申し訳ない気持ちで仕事をしたりした。今ではとても考えられない、今はとても手厚くなっています。子育て手当もあります。無料であります。素晴らしいことです。これは国にも責任がありますが、決して子育てに優しい社会ではありませんでした。この時代の世代が今の子育て世代になるんです。川南町の成年期ですね、19歳から39歳、子供を産めるだろうという年齢ですね。人口比の17.76%しかいません。

これを見ていただくと分かりますけど、ここが高齢者です。ここが成年期。この人口のすごく少ない時代の人たちが今子育てをしていますので、その子育ての世代の声を聞いていただきたいと言っているだけです。ぜひこれからの川南の教育を担っていただきたいと思いますので、希望を込めて最後に答弁をお願いします。

○教育長（長曾我部 敬一君） そういうことを含めて、本当に厳しい環境におかれておられる若い子育ての方々につきまして、先ほど申し上げましたように、あれもこれもとする中で、教育について申し上げたのが30のしつけとか、要するに6歳までに子供の人格を育てるための方策として申し上げたのであって、そこあたりをもっと広くにわたって念頭に置きながら、御協力させていただきたいと思っております。

○議員（徳弘 美津子君） ありがとうございます。

では、次に移ります。

町長に対して、就任からこれまでの庁議や様々な会などにおいて、町長の発言についての確認をいたします。就任7か月で町長が様々な場面で挨拶とか発言をいたしますが、聞いた方が確認してほしいということがありますので、ちょっと伺います。

町長が挨拶で、「タウンミーティングなどで様々な要望がある。特に道路などがあるが、要望がある全ての距離はできないが、ちょっとだけすればいい」的な発言があったと聞きましたが、その真意を伺いたいと思います。

○町長（東 高士君） 私は就任以来、総会等が百二十数回出ておりますし、いろんな会合、例えば庁議では対象は課長以上です。それぞれの対象に合う話をそれぞれにしております。それぞれの話について確認をしたいということです。何を確認をされるのか意味が分かりません。私の発言を確認する必要があるのでしょうかと思います。

もし疑問に考えられる方がおられましたら、直接私のところに聞きに来ていただきたい。町長室のドア、いつも言いますように、いつも開いております。来て私と面と向かってお話をされれば、私の真意は伝わると思っていますので。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） では、先ほどの発言は、考え方です。こういう発言をしたと聞いた人がこう、でも町長はそういう考え方があるかないかってありますか。

○町長（東 高士君） 一々そういうのを説明する必要はあるんでしょうか。よく考えて御発言してください。

○議員（徳弘 美津子君） 大きな問題だと思いますけども。タウンミーティングで様々な要望、私が全ての地区に回っておりますが、たくさんの要望があります。それは町民の声を聞くためにタウンミーティングを開くと言われておりますので。その中で、そういう答えの中でもしこういう考えがあるのならと思っている確認です。一々答える必要がないということならそれでいいです。

それでは、これもタウンミーティングですけど、これは、どこのあちこちの挨拶でも必ず

言われます。国立病院機構への訪問で、土地の払下げをお願いしている、給水塔を絡めてですが、どこかでは、ついでに6町の土地を払下げしてもらえないのだろうかということ聞いておりますと言われております。国立病院については同僚議員も今回の質問でもされますが、国立病院に対しての手応えはどのような感じでしょうか。手応えがあるのか、それとも全く話にならないものなのか。

○町長（東 高士君） 私は毎月タウンミーティングをやっておりますが、そういう私の言葉尻と申しますか、真意が分からない人はタウンミーティングには来てもらいたくないですね。私の言葉尻で、要するに私を何とかおとしめようという意図がありありと聞こえます。私はそういうつもりでやっているわけではありません。公平・公正に、要するに町民の皆様と面と向かって、そして今の行政がどういうことをやっているか。まだ6か月ぐらいしかやっていませんので、これだというのはまだ出ておりません。

ただ、前回のタウンミーティングに言いましたように、2歩だけ進んでいるのがあるというふうには私は申し上げました。それは何かというと、パーキングエリアのゲートの件ですね。あの件は言いました。それだけです。

あとはいろんなことを、いろんな人を使って、いろんな人の意見を聞いて、いろんな方策。どうすればこの町がよくなるか、どうすれば儲かるか、どうすれば住民の福祉が向上できるか、そして豊かになるかということばかりしか考えていません。そういう施策を今探っている最中です。恐らく来年ぐらいになれば、1つや2つ、皆さんにこの場で紹介できるのが出てくるかもしれません。

しかし今そういう段階で、今、一生懸命いろんな会合に行き、いろんな人脈をつくり、またいろんな人の意見を聞きながら、今やっている最中です。今の段階で、ああやこうだと言われるのは甚だ心外でございます。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 国立病院機構の土地の払下げをお願いしているということ、お願いに行っているということの進捗を聞いているんです。もしかして私費で行っているわけではないと思うんですね。公費で、多分出張で行かれていると思うんですけども。なので聞いているんです。

○町長（東 高士君） そういう内容については、ノーコメントでございます。

○議員（徳弘 美津子君） それから、よく町長は稼げる自治体を目指すと行って、ふるさと納税とPLATZ（ぷらっつ）を挙げますね。今回条例が提案されておまして、地域活性化基金条例の一部改正では、施設の整備及び維持管理にしか使えないという捉え方になりますが、稼げる自治体とずっと7か月言われている中で矛盾していると思いますけど、どのように考えたらいいか分かりませんが、お答えください。

○町長（東 高士君） それは、あなたと私の見解の相違です。

○議員（徳弘 美津子君） 見解の相違。稼げる自治体を目指していることが、見解

の相違なんですか。P L A T Z (ぷらっつ) は使えなくなる、この基金条例をすることで。だから矛盾しているんじゃないんですかと言っているんですけど、矛盾はしないということでもいいんですね、見解の相違であれば。私は矛盾していると思いますので、見解の相違であれば矛盾しないという捉え方でいいですか。

○副町長(河野 秀二君) 確認なんですけど、議員がおっしゃる矛盾というのは、何を捉えての矛盾か教えていただければありがたいです。

○議員(徳弘 美津子君) 就任からずっと稼げる自治体を目指しますという言葉の中に、ふるさと納税とP L A T Z (ぷらっつ) ってあるんですね。P L A T Z (ぷらっつ) の何が稼げる自治体なのか。結局、剰余金の中の、今回は2,000万でしたけど。それをもって、その金額で何かをしようとしている捉え方なのか、そこの確認です。

今回、条例の中では、P L A T Z (ぷらっつ) から出たものについては、もう整備及び維持管理しか使えないので、そこと矛盾するんじゃないかなと言っているだけですので、それだけでお答えでいいです。

○副町長(河野 秀二君) 今回条例の提案をしていますけど、それはP L A T Z (ぷらっつ) で出た利益を、P L A T Z (ぷらっつ) から町へ納付金が毎年、ここ3か年続いております。その納付金については、基金として積み立てられているのは御存じかと思うんですけど。

その目的としては、一般でいう法人であれば、内部留保金に当たるわけですね。将来、町が数十年後でしょうか、改築等をするときに、投資をまたしないといけないわけですね。一般の会社であればそれが普通のやり方だと思うんです。で、変えてあった条例、今の条例ですね、まだ議会通っていませんので、については含みがありました。その含みというのが、一般の会社でそういうのがあるのかどうか、私も読みましたけど、ストレートに言えば内部留保金ですので。ただ、納めているところが町の基金に納めているということですから、基金の使用の方法と稼げるP L A T Z (ぷらっつ) との意味は、私は違うような気がするんですけど。

そういうことで、私は見解の相違だと思います。私が言っているのは、P L A T Z (ぷらっつ) の利益を役場のほうに納めている、基金に。それと徳弘議員がおっしゃるのは、稼げるというのは、私は別問題だと思います。

以上で終わります。

○議員(徳弘 美津子君) ありがとうございます。よく分かりました。これまでずっと、ふるさと納税とP L A T Z (ぷらっつ) の金額で、福祉に何か役立とうという捉え方をしていたので、稼げる中の手法の一つにP L A T Z (ぷらっつ) があるんだと思っていたんですね。P L A T Z (ぷらっつ) の益金が剰余で来たときに、それを使うことがないということを確認をできたので、全然大丈夫です。私はもう、それまで使ってしまうんだろうかと、前の条例ではそれが使える形になっていますので。それを外させたということなので、使えな

くなりますよ、いいんですかということの確認をしたかっただけです。

だから、今回それを留保することで、整備費用に充てるということの考え方なので、それが稼げるんだと。本来ならば、町が出すべき整備投資をP L A T Z（ぷらっつ）が稼いだものによって、内部保留をすることで出すことがない。それが自治体にとって負担にならないという捉え方ということによろしいんですね。

○議長（河野 浩一君） 今の質問は通告の内容に沿っていないと思います。たしか通告では、町長の発言についてとなっています。よろしくをお願いします。

○議員（徳弘 美津子君） はい、分かりました。

では、次に行きます。

就任して7か月です。町長と職員の関係性は、についてですが、11月庁議の町長の発言では、「町長、副町長が指示したことは最終判断であり、職務命令に当たりますので必ず従うこと。従わない場合は、職務命令不服従として懲戒処分の対象になることもある」との発言の真意を伺いたい。

これまでにそのような事例が実際に職員からあったのか。例えば、町長、副町長に対してこれは違いますよと、何か言ったことに対して職務命令を従わなかったということがあるのでしょうか。伺います。

○副町長（河野 秀二君） 詳しくは申し上げられませんが、何回も同じことを言ったことはあります。

以上で終わります。

○議員（徳弘 美津子君） 様々な捉え方があると思うんですが、業務命令不服従というものは、解雇の理由に私はなり得ないと。業務遂行のためと思って反対意見を述べた者が解雇になるのであれば、町長は解雇を自由に行えることになってしまいます。解雇を立証しなければならぬのは、業務命令に従わなかった挙げ句、発生した損害などを客観的に立証しなければならぬと考えております。

この業務命令不服従の捉え方はいかがでしょうか。これほど先ほどの絶対命令的な指示がある中で、職員はどのように考えているか、推しはかることができるでしょうか。伺います。

○町長（東 高士君） 役場はいろんな行事、イベント、その他、もろもろの執行をやっています。しかし、最終的に責任を取るのは私です。最終責任者は私しかいないんです。私と違うことを、ずっと「報連相」ということ、報告、連絡、相談、それをちゃんとやってきなさいということ、ずっと副町長が言い続けています。

ところが、なかなかそれが守られていないのが現状です。大きな行事をやって、例えば、もしもの話ですけど、一つの体育の行事をやりました。もし体の具合が悪い人が出て、救急車とかそういう予備のあれができていない、車が来ていない、その人が大きな障害を負ったと。その場合は、町が、私が訴えられて、私、町で損害賠償をしないとイケない。だから最終責任は私にあるんです。だから私に必ず全部報告してこいと。報告していない時もし何か

起きた場合は懲戒処分だよと。これは当たり前前の措置だと私は思っています。そうじゃありません。最終責任者の人にちゃんと報告するというのが、それぞれの組織の中にいる人間の責任じゃないですか。我々は友好団体じゃないんです。ちゃんとそういう役場という組織の中にいるんです。だから私は最終責任者ですから、ちゃんとそういうのは責任を持って、何か起きた場合は私が責任を取ります。それをずっと言い続けています。だからそういうことはちゃんと報告してほしいということで、ああいう発言をしました。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 結局、連絡をおろそかにしたことによって、町に損害を与えた場合はということの捉え方でいいんですね。見る感じでは、例えば、ある予算をあると思います。町長がこれを通せと担当課に言ったら、きちんと業務的にこれはあり得ませんよと言ったことで、それでも通せと言ったことも業務命令になるんですか。明らかに普段職員の方たちが職務している範囲の中で、その範疇を超えるような要求が町長、副町長からあった場合、それを拒絶した場合でも、それは命令不服従になるんですか。そのボーダーラインが難しいんです。

ただ言わないことだけを、報連相をしなかつただけで命令不服従なのか。それとも、町長はこの予算をこれをどうしても通したいと。そこあたりでいいんです。だからそれが違うければ言ってください。

○副町長（河野 秀二君） 予算を通せとか、決定するのは議会じゃないですか。町長が通せとか言えるわけがないじゃないですか。常識でしょう。町長の政策的に、これをやりたから予算計上したいとは言いますよ。それは当たり前でしょう、どこの首長だって。通せとかそういうことを言える立場じゃないじゃないですか、町長は。自分が提案する側ですから。ですから、あまり言葉尻を取ってそういうことを言わないでほしいですね。

以上で終わります。

○議員（徳弘 美津子君） 通すというのは、庁舎内でもあくまで議会に提案されるまでのことを言ったつもりなんです。最終的に通すのはもちろん議会です。

その中でいろいろ聞きます。本当にげなげな話が本当にまかり通るような。

ある自治公民館に行かれた方が、館長報酬を上げるんだという話を聞いて、先ほど蓑原議員の中にもありましたが、今の現行170万から140万円をプラスするような金額になるという話も聞いておりますが、そういった話が出ているんですね。

これは多分、担当課としてはなかなか賛同したがないという金額だと思うんですけど、そういうことは現実にはないんですね。

○副町長（河野 秀二君） 今申し上げましたけど、町長の政策ですから、職員と意見が合わないところはあると思いますよ、最終的に提案するのは町長ですから。そこを御理解していただきたいと思いますね。受け止め方のずれがあるような気がいたします。

以上で終わります。

○議員（徳弘 美津子君） 最終的に議会が通るか通らないか、分かりませんが。

では、町長の選挙のリーフレットか何かで、町長が変われば職員が変わるとありました。7か月経過してどのように変わりましたか。お聞かせください。

○町長（東 高士君） それは御存じのとおり、私の前に12年間同じ人がおられました。12年間同じ職場でずっとおられたらどういう形になるか、それは当然御想像にお任せいたしますけど。私はたった7か月です。12年と7か月ではどうなりますか。この期間の差というのはかなり大きいものがあるかと思えます。

私は徐々に私のカラーに染めていって、町民の皆さんから喜ばれるような役場にしていきたいというふうに思っております。特に高齢者や体の不自由な方、生活弱者と言われている方に、優しい町だねと言われる町にだんだん変えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） ありがとうございます。期待をしております。前政権と全く違う、職員の方たちの考え方がどのようになるのかを伺いたい。

最後です。これちょっと答えてくれるかどうか分かりませんが、町長、東町長はボスですか、リーダーですか。

○町長（東 高士君） ボスカリーダーかということですが、世間一般的にボスと言ったら親分ですよ。リーダーと言ったら番長みたいなものなのかもしれませんけど。それは受け止め方それぞれにあるかと思いますが、私はこの自治体の首長としてやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） トヨタ自動車代表取締役会長の豊田章男氏の言葉です。「ボスは私という。リーダーは我々という。ボスは失敗の責任を負わせる。リーダーは黙って失敗を処理する。ボスはやり方を胸に秘める。リーダーはやり方を教える。ボスは仕事を苦役に変える。リーダーは仕事をゲームに変える。ボスはやれという。リーダーはやろうという。」いま一度、町長はどちらですか。

○町長（東 高士君） 今、発言されたのはどこかで、「PRESIDENT」か何かでトヨタの社長の言葉、見たことがあります。私はそういう捉え方はしておりません。それぞれに町のリーダーと言われる方はいろんなことについて発言をされております。その表現が少しずつ違うというのはこれはもう承知をしております。

私は先ほど言いましたように、首長として、行政の長として、行政に関する責任者でございますので、最終責任は私がとる。これだけは変わりません。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 私もよく、本当に本質に職員の方たちがどうか分かりませんが。前日高町長的时候は、職員が生き生きというか、アイデアをいろんなものを出すことが取り上げられたりして、すごく職員の考え方とかアイデアが生きた町政運営をしていたと

思うんですね。もしかしてそう感じるのは私だけでしょうか。

東町長はそれがいけなかったんだという思いがありますか。

○町長（東 高士君） はっきり言いますけど、職員からの意見を聞いたという話は、私はずっとここで35年生活していますけれども、前の町長が12年間町長されましたが、その期間聞いたことはありませんでした。非常に意見を言ったり、提案した事項に反対すると左遷をされたと、飛ばされたという人の意見。それとか病気になった、うつ病になった、早期に辞めたというような、あまりかんばしくない意見を私は耳にしておりました、ずっと。あえてここで全部しゃべりましたが、普通は言うべきじゃない事項だと思いますけども、そういう状況を聞きました。

だから今、徳弘議員が言われた内容は、私の感覚では前の12年間はそういうことは一切なかったというふうに私は思っております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 意見、アイデアとかを出すような土壌であったと聞いていたんですけど、それはなかったという捉え方でいいんですか。最後に伺います。

○町長（東 高士君） そうです。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後 3 時05分休憩

.....
午後 3 時14分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

ここで、会議時間の変更について申し上げます。会議規則第9条第2項により、本日の会議時間は一般質問が終了するまで延長とします。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、中瀬修君に発言を許します。

○議員（中瀬 修君） 通告書に基づいて、質問させていただきます。

まず1点目、子ども達の通学路について。

2点目、町内のタクシー利用状況について。

3点目、川南町の教育環境についてをお尋ねします。

まず最初に、子ども達の通学路についてお尋ねします。

県道307号、いわゆる尾鈴川南停車場線、川南小学校の西側にある唐瀬交差点から川南病院まで、唐瀬工区歩道設置工事計画が県道としてはされていますが、この進捗状況について、情報があればお知らせ願いたいと思います。

以下の質問は質問席のほうで行いたいと思います。

○建設課長（黒木 誠一君） 初めに、県道307号線の進捗状況ということですがけれども、令和5年度現在、工事については告示中であり、更生橋付近から着工予定となっております。

計画では、令和7年度までの3か年で完了予定です。令和5年12月に工事者の決定後、令和6年1月に着工し、更生橋から川南病院間を施工したのち、その後更生橋から川南小学校間を施工予定です。

○議員（中瀬 修君） 分かりました。ありがとうございました。

その工事期間といいますか、何年ぐらいを要する予定で計画があるのでしょうか。

○建設課長（黒木 誠一君） 計画では、令和7年度までの3か年で工事完了予定でございます。

以上です。

○議員（中瀬 修君） 3か年というところで区間を区切ってやるというところで、今答弁頂きました。現時点での子供たちが通う通学路、いわゆる歩道というところが、いわゆる側溝の蓋を歩いている状況ですね。そこが大幅に改善されるという、この工事計画ということによろしいですか。

○建設課長（黒木 誠一君） 先ほど申し上げた区間が、歩道を2.5mに拡張して通学に支障が出ないようにするという工事でございます。

以上です。

○議員（中瀬 修君） 答弁ありがとうございます。この2.5mに拡張された歩道と車道との間というのは、いわゆるガードレールとか、そういうものというは計画の中で何か情報がありますか。

いわゆる結構交通量が多い路線には、川南病院までなのかもしれませんが、子供たちが通う、いわゆる朝の時間帯というところでは結構通行量が多いんじゃないかなというところもありますので。2.5mに拡張したことだけの安全性なのか、歩道と車道の間には何かガードレールのものが入ってくるのか、そういうものの情報は何かありますか。

○建設課長（黒木 誠一君） 現状の歩道を2.5mに拡張する工事だけというふうに聞き伺っております。

以上です。

○議員（中瀬 修君） 分かりました。ありがとうございます。

次の質問も同じような通学路の話になります。

今度は工事区間ではなくて、同じ路線、県道307号線尾鈴川南停車場線のことなんですけど。川南小学校東側にいわゆるT字交差点、給水塔の近くにある交差点ですね。あそこから私が見る限りでは、旧林クリニックがあるところまでの間の歩道のことを今からお話しますが。

朝の通学時間、いわゆる子供たちがあの通学路を通るのが大体7時5分、早い子供たちは7時5分ぐらいから。多い時間帯で15分から25分と把握しておりますが。同じ時間帯に中学生も唐瀬原中学校に向けて、横断歩道を渡って同じ北側のほうの歩道を通学するシーンをよく目にします。子供たちが1列で並んで、小学生が通学するグループもありますが、上級生

になってくると、やはり2列3列という形で横並びで歩いていく場面も見かけます。そこを後ろから自転車で追い抜く際に、結構な歩道の幅がありますが、歩道ではなく車道に降りて、いわゆる右側、自転車でいうと左側通行が原則ですけど、右側通行という形で追い抜いていく、車道を追い抜いていくというシーンを目にします。

何が言いたいか、いわゆる対向車との事故が、発生してはいないんですけど、今後発生する可能性というのは大いにあるのかなと。いわゆる危険通学路の一つになるのではないかという思いがあって、これから提案的な話をつなげていきます。

そこに歩道の中に、いわゆる自転車専用の色づけをした視覚的に分かりやすいレーンを道路側に置く、いわゆる子供たちはその色づけたレーンは歩けないという、視覚的なものを置くということをテスト的にでもやってみたらいかがでしょうかということを、質問、提案させてもらいたいと思いますが。町長、いかがでしょうか。

○町長（東 高士君） 道路は、自転車道と歩道を分けるには、幅が3m以上ないと分けられないという規則があるみたいで。だからお互いに注意しながらもう動くしかないんじゃないかなと。今2.3か2.4ぐらいしかないんでしょう。だからそれを生かすしかないんじゃないかなと思います。だから、やはり子供たちには交通安全のことをよく言い聞かせて、自転車が来たら横に寄りなさいよというような指導が必要かなというふうに思っております。

以上です。

○議員（中瀬 修君） 町長もいわゆる横断歩道に立っていただいて、交通指導というところで長年されている中で、私も長年させてもらっているところで。子供たちが歩いていく方向を、後ろから来る自転車に全く気づかないということがよくあります。

そこで、呼び鈴を使って安全性を確認するというか、言い方悪いですけど、歩行路を確保するためにどいてもらうということをするればいいのかもかもしれませんが。やはり中学生はそこをしないで、もうすーっと通り抜けていくということをされています。

ここで、今度は教育長にちょっとお尋ねしたいと思いますが。このようないわゆる通学指導というところでは、学校として今までの経験の中でどのような感じでお伝えしていったほうが効果的なものがあったとか、そういうものがあれば経験的にお知らせいただきたいと思っています。

○教育長（長曾我部 敬一君） そのような問題についても私経験あるんですけども。まず、教育長が学校訪問した際に、まず学校長のどういう問題がありますかと、学力の問題、生徒指導の問題、様々な問題の中で、やはりそういう問題が私、事前に把握していたら各学校に投げかけて、そういう生徒指導、あるいはPTA役員等々をお願いしながら、事前にそういう事故防止をしていただきたいという感じで申しておりました。よろしいでしょうか。

○議長（河野 浩一君） 中瀬君、さっきのこの質問に対しては教育長の通告がなかったので、今後気をつけてください。

○議員（中瀬 修君） 教育長、大変失礼しました。

このような子供たちの登校時の安全性を守るために、いろんなルール、できる、できないというところの中で、可能性として、こういうことができそうだというものが何かあればお知らせいただきたいと思います。町長、いかがでしょうか。

○町長（東 高士君） 安全面から考えれば、いろんなことが考えられると思います。まず、中学生が自転車で行けば、自転車から子供いるところだったら降りる、自転車を押して行って、いなくなつてからまた乗るといふようなやり方。それと今小学生の場合は、リーダーがちゃんと先頭にいますので、車がぱつと来たら気を利かせて、左側だったら右に寄りなさいと、左側通ってもらうといふようなやり方とか、いろんなことが考えられると思います。

これはもう教育委員会を通じて、それぞれの学校でそういうことを統一してもらう、注意喚起を促してそういうような取組をやってもらうということも一つのやり方かなといふふうに思います。

○議員（中瀬 修君） いわゆる先生からの指導というところで、今の町長の御答弁は受けてよろしいでしょうか。

もう少しこう、例えばハード面的な感じで、もう少し視覚的に何かこう、今までなかったものをそこに置くことによって、例えばペイントで全部が塗れなかったら、別の方法で何か視覚的にここは通れないんだよという、道路に何かマークを置くとか、そういうこと自体もできないということで解釈しなければいけないのでしょうか。

○町長（東 高士君） 道路に対するマーキングはいろいろな規則があつて、なかなか厳しいんじゃないかなと思います。それはちょっと私詳しくはありませんので、建設課長に述べていただきますが。できることでしたら、それで安全が担保できるんだしたら、これに越したことはないですよ。私そう思っていますので、ちょっとお願いします。

○建設課長（黒木 誠一君） 数年前からの対策として、自転車マークの道路標識や普通自転車歩道通行可の標識がなされているようです。標識がある場合は、自転車は普通自転車歩道通行可の歩道については、歩行者のそばを通るときに徐行しなければいけない、車道側を走るなどの制限がありますので。

対策といたしましては、川南町通学路交通安全対策会議等で毎年開催しているメンバーの中に、県の職員やPTA連絡協議会、各小中学校の先生などがいらっしゃいますので、今言った制限のことについて理解していただき、保護者にも通知していただき、登校時の立ち番等に注意していただけたらいいと思います。

以上です。

○議員（中瀬 修君） ありがとうございます。給水塔近くの交差点には、いわゆる自転車マークが歩道にあったと思います。そのマーク自体は、もう少し増やすことができるんじゃないかなと思います。

要は、距離的に300mぐらいでしょうか、給水塔前の交差点から林クリニックの前の横断歩道というところまでを考えると、そのくらいかなと思うんですけど。それよりも私はもう

ちょっと延長して、コスモス薬品に近いところまで、できればそういう自転車のマークをあと2、3か所でも置くことができるのであれば、ペイントしてもらおうと、視覚的にここは通ったらいけないんだという、子どもたちへの何か視覚的な表示ができるんじゃないかな。それに学校で、先ほど町長がおっしゃったような、いわゆる口頭指導ということで、通学指導というところにもつながっていき、子供たちと自転車との朝の混雑というところが減っていくのではないだろうかという思いがあります。

その件に関しては、ペイントに関しては、やはり難しい判断というところで考えなくてはいけなんでしょうか。

○建設課長（黒木 誠一君） 私、中瀬議員の質疑の後、この歩道を歩いてみました。確かに中瀬議員がおっしゃるとおり、自転車マークや普通自転車の歩道の通行可の標識が少ないように思います。なかなか分かりづらい面もありますので。ただし、これは県の工事ですから、うちからできるかできないかということは、はっきり申せませんが、要望していきたいと思います。

以上です。

○議員（中瀬 修君） ありがとうございます。今までたまたま事故がなかったということで、これから事故が起きたときに、やっぱりあのときしとけばよかったというふうにつながらないことが、まず一番いいのかなと思いますし。本当に早め早めの対応というところは、これからもいろんな箇所、私は今、通学路に関しては今一つ目はそこを言っていますが、町内にはもっともっとあるかと思えます。そのあたりをもう一度精査しながら、みんなで子供たちの通学の安全を守っていかなくちゃいけないのかなと思っております。

併せて通学路の話です。広域農道、いわゆる10号線から名貫交差点から毘沙門といいますか、あそこまでを走る川南の広域農道の話です。

川南小学校横の唐瀬交差点から南のほうに下って行って、最初に出てくるのが唐瀬橋です。その唐瀬橋の50m、100mの間に、今日みたいな雨量でも起こり得る水たまりがずっと前からできています。もしかしたら過去に先輩議員とか、いろんな形で要望が出ているのかもしれませんが。排水対策についてどのような対応を今されているか、お尋ねします。

○建設課長（黒木 誠一君） 議員がおっしゃった場所の排水対策なんですけども、平成26年から排水パイプを入れるなどの対策を行っていますが、まだ完全に排水ができていない状態ですので、ほかの工法について早期に対策を行うよう計画いたします。

対策として考えられるのは、水たまりができている場所から川の方に舗装勾配を取り直すか、排水パイプの方向へ舗装勾配を取り直すなどの方法が考えられます。

以上です。

○議員（中瀬 修君） いわゆる町に要望するのと同時に、我々運転免許有資格者がやはり気をつけなくちゃいけない原点だと、私はその場を見て改めて感じた部分があったんですが。下り坂から上り坂に向かっていくところに、いわゆるスピードをそのままの勢いで入ってく

る。そして水たまりがある場所は、よけられずにそのまま水たまりを通過していく。たまたまそこに通学している子供たちがいると、本当に全身ずぶぬれになるんですね。私もその排水を確認するときに、以前PTA会長をしているとき、それから今年の6月もそうだったんですけど、雨がっぱを着て、そこを立ってどのような状況かを見ていました。そうしたら、やはり数台は人が通るところで減速してくれるんですけど、なかなか減速しない車も多くあります。特に大型トラックは、減速してもタイヤ幅でかなりの水の量をはじいて、子供たちをぬらしていく、そういう場面に出くわしました。

もう少し、排水の対策と同時に、視覚的に看板等で減速、特に工事の減速を促すような看板設置とか、そういうものというは、運転者に対する表示というのはいかなるものではないでしょうか。

○建設課長（黒木 誠一君） 議員おっしゃったとおり、減速する表示もですが、まず根本は水たまりということですので、これが解決できる方法を計画したいと思います。

以上です。

○議員（中瀬 修君） ありがとうございます。たまたま今、雨が少ない時期ではありますけど、できれば春から先の、特に梅雨時期に向けて早めの対応が望まれ、そういうところでまたいろいろと動いていただけるとありがたいです。

次の質問に移ります。

町内のタクシー利用状況についてお尋ねします。

川南町内の一般乗用旅客自動車運送事業、いわゆるタクシーを利用できる時間が、夜間帯、今、事業者では営業を止めているという状況です。

ある方が話に来られました。病院に救急で搬送された。一緒について行ったんですが、夜にタクシーを呼んでも、なかなか川南町内の事業者では無理だと、すごく困ったことがあるということ。

この件に関して、今後2024問題、いわゆるいろんな輸送業だったり、運転者の確保が難しくなったりとかということがある時期がもう目の前に来ていますが。そのような状況に対して、町として何か考えられるような対策がございますか。

○町長（東 高士君） 民業ですよ。民間の業者が要するに営業している。原因というのは、運転手が足りないというのが原因じゃないかなというふうに思います。そういう状況であれば、やはり民間の業者が自分で手を打つべきであるんじゃないかなと思います。

ある議員さんが、御婦人方、自宅におられる御婦人方を、意欲のある人に声をかけて、当然民業がやるんですが、自動車学校に入ってもらって、要するに二種の免許を取って、そして採用するというのを進めたらいいんじゃないだろうかとということ、私ある議員さんからお聞きしたことがあります。なかなかいい案だなと。要するに男性ばかりいろいろ考えているから、人が足りないんじゃないだろうかと。そのほかの方、女性の方もおられますので、女性の方もそういう形でタクシーの運転手をやっていただければ、非常にうまくいく、こう

いう問題は解決するんじゃないかなというふうに思っています。

基本的にはこれは民業ですので、行政は立入りできません。これはつきり申し上げました。だから、そういうアドバイスをしたり、何とかできるようにやりくりをお願いをするということは、我々のほうが、行政のほうから御連絡をして、協議をすることは可能かと思いますが、基本的にはやはり民業ですので、民間の業者が解決すべき事項じゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議員（中瀬 修君） 町長がおっしゃっていることは私もよく理解しているつもりです。いわゆる民間の努力目標だと思っておりますし、そこになかなかやはり人が集まってこない理由というところも、いろんなタクシー業界の業務としての厳しさ、そういうものを何となく想像しているところです。

ただ、やはり今おっしゃったように、いろんな案をこれから出していくことは、町としても、もしかしたら一つの政策としてあるのかなと。いわゆる二種免許をまず取得しないといけないという部分に関して、二種免許を取ることにに対する補助というところまでいけば、一番ありがたいのかもしれませんが、そういう協力を事業者と一緒にやっていくということもあるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○町長（東 高士君） 補助というところまでは踏み込めませんが、そういうことで協議することは私は可能じゃないかなと思います。そうしませんと、ほかの民業もたくさんあります。何かのときは行政が手伝ってくれるというふうな誤解を招きますので、そういうのはやっぱりできませんので。

今回のこのタクシー業者については、こういうのもあるのではないのでしょうか、こういうことをされたらいかがでしょうかというアドバイスといいますか、それはできようかと思えます。だから補助金を出すとか、そういうのはちょっとこれにはなじまないんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議員（中瀬 修君） 確かに難しい、そこを一つだけを優遇するということは、まず難しいことだと思えます。ただ、町内本当に必要とする、いわゆる免許を返納したりとか、そういう人たちがタクシーを利用しなくちゃ、川南の場合は病院に行ったり買物に行ったりという、いわゆる交通難民といいますか、そういうものに陥ってくる。そうなってきたときに、今の事業所が、川南町では、あい交通さんだけだったと思いますけど。町内にその事業者がなくなってしまったときに、ほら困ったというところがもっとも出てくるのかなと思えましたので、できれば早め早めに何か手だてができるといいのかなと思っておりますが、また御検討のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の質問になります。

川南町の教育環境について御質問させていただきます。

せんだって、我々文教産業委員会では福島県の矢吹町、いわゆる三大開拓の町の一つである福島県の矢吹町を行政視察させていただきました。そこで様々な視察をさせていただきながら、学ばさせていただいた中に、中学校を見させていただいたというところに、やはり私は今後、新中学校を建設していく必要性というのを強くまた改めて感じたということを感じました。

たまたま体育館ができあがって、卒業式が午前中に行われた。その数時間後にいわゆる東北の震災が起きた。その夜にはその体育館が避難所となったという、すごく何とも言えない、華やかなセレモニーの後のそういう状況に、目を疑ってしまったということもありました。

ただ、何が言いたいかというと、いわゆる建設がたまたま中学校の体育館を早期に造らせた。できあがった校舎とかも、その後に随時できあがっていったんでしょうが、新しくできたことによって耐震構造というのがすごく強まったというところで、地域の人たちが安心して、そこで避難所として活用できたということにつながっていました。

宮崎県も日向灘沖、いわゆる南海トラフの地震発生の可能性、大地震が起こる可能性というのは強く言われています。そういう中で、現時点での中学校の、両2つの中学校の耐震性といえますか、そういうところに私はやはり疑問を持っています。

安全性を確保する上では、やはり今後、一旦白紙になった話の中から、もう一度中学校を造り上げていこうというところも、一つの議論として挙げてもらいたいと思っております。そのような考えを持つことに対して、町長、いかがでしょうか。

○町長（東 高士君） 中瀬議員が研修をされていろんな思いをされる、これはもう各自各自いろんなことを考えられることだと思います。

私は矢吹のフロンティア祭りに行きました。そのとき私が感じたのは、早く三大交流の開始をしないといけないなど。子供たちにいろんなところ、この宮崎だけじゃなくて、矢吹も十和田も、こういう違う環境があるんだよということを教えないといけない、雪も見せないといけないなどというふうに感じたのが私は感じました。それぞれに感じ方が違うと思います。

たまたま今、中学校の話、それが云々と言われました。今、既存ある中学校を既存の中学校で統合しようということで、今私は考えております。なぜならば7.0の損害、地震の対応でそれをクリアしております。今のところ何の問題ありません。前の政権が長寿命化計画ということで、これを80年まで延ばそうと、建物をという計画をつくって、ちゃんとそれが計画に残っています。私はその計画のとおり今進めているところであります。

長寿命化計画をやった場合は、そこで最終的な診断をします。専門の人に診断をしてもらって本当に安全かと。安全というお墨つきをもらえば、私はそのまま、30年になるか20年になるかは知りません。その中に、先ほど言われました、南海トラフの地震が来て、ひびが入ったり被害が出れば、また建て替えしないといけないと思います。

だから、そういうことが来てもいいように、どうせあと30年と期限が切られていますので、

その間にふるさと納税と、先ほど言いました稼げる行政で基金をずっと貯めていって、そのときの為政者、首長さん、その人たちが困らないように、そういうのに対応できるような体制をつくるというのが、私の最終的な目標だというふうに思っておりますので。今は作りませんが、そういうふうにやっていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議員（中瀬 修君） 今の町長の御答弁の中では、どちらの中学校で、どのような形で中学生を集めよう、いわゆる学ばせようというふうにお考えなんでしょうか。これは同じ質問を教育長のほうにもさせていただきます。よろしくお願いします。

○町長（東 高士君） これはずっと言っておりますように、既存施設の統合、そして統合の必要性につきましてはずっと言っております。これはどちらかするか、これは決めるのは、私は総合教育会議でも言っておりますように、教育委員会が予算を要求して、それに予算をつけるというのが私の行政としての立場であります。

細部のことについては教育委員会がやりますので、統合も含めて、そういう内容は、父兄に対する説明、みんな教育委員会の役割だと私は思っておりますので、教育委員会のほうに確認をしていただければよろしいかと思えます。

以上です。

○教育課長（三好 益夫君） 今後どのように考えているかということなんですけど。先ほどから、今回教育長のほうから答弁がありましたように、教育委員会としては、まず一旦は白紙というスタンスであります。その上で、先ほど教育長からもあったように、まずはPTAの意見を聞いてといたいろんなプロセスを踏みながら、いろんな話をしながら方向性を決めていくというスタンスで現状ではいます。今どちらかに決まってということはちょっと明言もできないし、何をするかというところもあれなんですけど、いろいろ総合教育会議を受けて検討を始めるということで、今動き出しをしているような状況であります。

以上でございます。

○議員（中瀬 修君） 教育長が、いわゆるこれからいろんな教育委員会の中で教育会議をいろいろ主導していく中で、もしいろんなアンケートを取っていった中で、意見が今までと変わらなかったということが仮説としてあった場合に、町長との考え方がそこでまた相違が出てくる可能性が出てくるわけです。

そうなったときに、教育長の考えというのが優先されるべき部分が、もし予算的に認められなかったということも今後考えられます。そうなったときに、どのような方向性に町長、教育長、なっていくのでしょうか。

○教育長（長曾我部 敬一君） 今の質問に対しまして、既に昨日、教育委員の方4名に集まってもらって、今からどうしようか、その基本的なお話も白紙から始めようということで。唐瀬原になるのか、あるいは国光原になるのかということは、基本的には恐らくは4人の意見、私も含めて、もしも唐瀬原のほうが主となればということで、今度、もう今年中に、昨

日第1回目で、今年中には方針出そうということで、来週くらいに各PTA会長、それから次年度決まっているところはその方も含めてということで、そこまでの話で、その後いろんなアンケートを取ったり、そういう方向で動いております。

それで、まだ第1回目ですから、あれもこれも全てのプランというところまで行くところまでは行っておりません。だけど教育委員と私の間では、子供が主体だから、子供に学習の場を提供してあげなくちゃいけないという思いは一緒でして、それで今進めているところです。

次回、今年はもう時間ないから来年にしようと言ったけど、私のほうから、いや今年中にできれば、基本だけつくれば、ゆっくり年越しができるんじゃないかというところまで行っているところです。

以上です。

○議員（中瀬 修君） 現段階で今キーワードとして出てきたのは、唐瀬原中学校に、というところがちょっと強めの話なのかなって私は感じてしまいました。

これはもちろん町長のほうにも連絡というか、報告が上がっているかと思うんですけど。町長としては、唐瀬原中学校を主体に考えていく方向であるんでしょうか。国光原中学校を主体として考えていく方向性であるんでしょうか。

○町長（東 高士君） 教育委員会の内容につきましては、私はまだ報告を受けておりません。受けておりませんが、私はどちらでも、どっちになっても既存のある、まず第一は、国光原中学校の今いる学生たちのハンデがあるわけですよ、今。これを何とか早く解消しないとイケないんです。もうそれだけです。

だから学校がどっちになるか、私はどっちでもいいと思っています。取りあえず、早くするため、じゃあ幾らかかるんだ、だったらそのお金出そうじゃないかと、その予算関連のやつは私の権限でありますので、そういうことです。そういう考えしか私、今のところはありませぬ。どちらでも構いません。ただ既存の中学校を使ってやろうじゃないかなということです。

以上です。

○議員（中瀬 修君） いわゆる先ほどの話を持ち出すわけじゃないんですけど、庁議とかでいろんな報連相というのが徹底するよというところがあったので、いわゆる教育委員会の中でのせんだっての話も、町長のお耳にはもう入っているのかなという思いで今尋ねたところでした。それがまだないということであれば、もう少し先にいろんな話があるんでしょうけど。

私も考え方は同じです。どちらの中学校に行っている子供たちも、同じ教育レベルを受けさせる権利というのはあるわけです。その権利が今、どちらかというとな国光原中学校が少し弱体化してきている、いわゆる先生の問題だったりとか。

そういうところで、速やかに今の段階で、中学校の令和8年4月の予定だったものが白紙

になったということであれば、現時点2校残っている既存の中学校に、どうにかソフト面の強化というところを急ぐということ、もちろん9月議会までの間に町長もおっしゃっていましたし、私もその考えは同じです。そこを今どのように動かしていくか。もう統合とかそういうのではなくて、今いる子供たちに対してのソフト面の強化というところに力を入れていただければ、今後の方向性というのはまた改めて見えてくるのかなと思っておりますが。教育長、いかがでしょうか。

○教育長（長曾我部 敬一君） 今言われたように、昨日の会議で、町長のほうにはそういう時間的、物理的な時間もないし。これが今日、この議会なんでしょう。そういうことで、まだ伝える物理的な時間がないので伝えておりません。

それで、4人の方と私と話し合った中には、やはり国光原中学は通山小学校、それから多賀小学校、それから国光原中学のそういうPTAの方も含めて、それでお聞きしてからという段階なんです。だから、その話合いは今、国光原なのか唐瀬原なのか、それは私の勘では、皆さん、議員様おっしゃいましたように、そういう考えで傾いているということは肌では感じっております。

以上です。

○議員（中瀬 修君） ありがとうございます。本当に、川南町の将来を背負う子供たちの教育というところに真剣に、やっぱり我々は、私も子供をまだまだ育てないといけない親世代の一人ですが。やはりみんな同じように考えているのは、川南町の今後の中学校はどうなっていくんだろう、その不安。それから、2校なら2校でこのまま学ばせていったほうがいいんじゃないだろうかという保護者の意見、そういうのもあります。

そういういろんな意見というのを、やはりダイレクトに今、子育てに関わっている私たち世代、そういう世代を本当にターゲットとしたアンケート、もしくは声を聞く会、そういうのを開催してほしいという要望を持っております。教育長、いかがでしょうか。

○教育長（長曾我部 敬一君） おっしゃっているそのとおりのことを今、考えて進めている状態なんです。全くそのとおりのこと。御理解いただけますか。

○議員（中瀬 修君） 分かりました。大いに期待しております。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○教育長（長曾我部 敬一君） 任せてください。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後4時03分休憩

.....
午後4時12分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、米田正直君に発言を許します。

○議員（米田 正直君） 皆さん、御苦労さまでございます。本日最後の質問者となります。よろしくお祈りいたします。

早いもので第20回統一地方選挙を終え、8か月になろうとしています。この間、新型コロナウイルス感染症の話題は減少してまいりましたが、実際はどうか分かりません。マスクをされている方も徐々に少なくなっている感があります。

依然として続いているロシア・ウクライナ戦争、またイスラエルとイスラムのハマスの戦いは休戦状態もありましたが、毎日のように悲惨な報道がされています。またほかにも、もろもろの紛争が世界各地で起きていて、貴い人命や貴重な歴史財産が失われています。実に嘆かわしいゆゆしき問題であります。

また、それらの要因で日本国内でも燃料費高騰、飼料費、肥料等の高騰、それに付随する物価が高騰し、日本経済を揺るがしています。世界平和が一刻でも早く訪れることを切に祈るものであります。

さらには、地球温暖化による自然災害は、毎年のように世界各地で、また全国各地で発生しています。これらについても一日も早い復旧を、国策を中心として推し進めていかなければならないと考えます。

では、一般質問通告書に従い、4点について質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、町長の町政運営方針中、特産品を開発し川南ブランドを目指すと思っております。若干視点を変えて、農業経営安定のための農産物のブランド化について質問いたします。

他地域との差別化を図り、競争力の強化を高めるためにブランド化されていくわけですが、宮崎県のブランド認定作物は、また、JA尾鈴管内における指定作物はあるのかお伺いをします。

ブランドと指定しても、農産物が市場に供給できる量を確保できているのか。そのためには農家にとって採算の取れる価格で取引がされているのが課題であると思っておりますが、現状はどうなっているのかお伺いをします。

ブランド化による農産物の安定供給のために、行政としてどのような関わりをされているのか。また、今後どのような対応をされていくのかお尋ねをいたします。

あとの質問は質問席にて行いたいと思っております。

○町長（東 高士君） 今、米田議員のほうから農業者の経営安定のための施策はということで、1項目が農産物のブランド化について御質問がございました。

今、JA尾鈴管内では農産物の16品目がブランド化の指定を受けております。

2番目に、農産物の安定供給ということで、これ安定供給となると食料自給率が出てこようかと思っております。今、日本の食料自給率は37%か38%です。政府は2030年までに45%まで引き上げようという努力目標は出しておりますが、なかなかそこまで行けるかどうか、かなり厳しいものじゃないかなというふうに私は思っております。

それと特に小麦、今話が出ましたように、ロシアのウクライナ侵攻で小麦の供給が非常に少なくなりまして、国内の小麦の全体の国内生産は13%しか国内で生産をされておられません。あとの87%は全部輸入で賅っている状況であります。特に小麦というのはパンの原料、お菓子の原料、いろいろな原料になると思いますが、そのような状況に今あるという認識をする必要があります。それと、まだ話が出ておりませんでしたね。そういう状況であるということをお説明をいたします。

また、細部につきましては産業推進課のほうから説明があろうかと思えます。

以上でございます。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

ブランド品の現状ということでお話をさせていただきますと、JA尾鈴管内では、先ほど町長が申したとおり、16品目が認定を受けているということなのですが。

現状といたしましては、県の農業流通ブランド課が大都市圏の消費者に対するインターネット調査を行った結果としては、畜産、例えば宮崎牛、宮崎ブランドポーク、宮崎地頭鶏、そういった製品と、あと果樹の完熟マンゴー太陽のタマゴ、完熟きんかんたまたまにおいて認知度が高い。一方、野菜・花きについては、ブランドの認知度が10%以下というような状況であるということでした。

JA尾鈴のほうと話をしたところ、ブランドの認証品は市場に供給できる量を十分確保できているというのが現状ではあるのですが、野菜・花きについては認知度調査の結果からも分かるように、ブランド認証による負荷価値が価格に反映されているとは言い難いという回答を得ています。

宮崎のブランド認証制度は現在見直しを行っている最中でございます。令和7年度の新認証制度スタートに向けて、県が市町村やJAを含めた関係機関を集めて協議を行っております。町としても連携して、ブランド認証が農業者の所得向上につながるように関わってきたいと思っております。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 16品目が認証されておることでございますけれども、この16品目について、あげていただけないか。16品目は何なのか。

○産業推進課長（河野 賢二君） JA尾鈴が商品ブランド産地認定を受けている品目としましては、みやざきエコミニトマト、みやざきエコトマト、みやざきエコきゅうり、みやざきエコピーマン、みやざきエコレタス、みやざきオリジナルスイートピー、みやざきフレッシュいちご、みやざきフレッシュスイートコーン、みやざきフレッシュにら、みやざきビタミンゴーヤー、みやざきぶどうサニールージュ、みやざきぶどうハニービーナス、みやざき黒皮かぼちゃ、みやざき洋種かぼちゃ、完熟マンゴー太陽のタマゴ、完熟きんかんたまたまでございます。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） ありがとうございます。ブランド化された農作物はどのようなルートで市場に出て行っているのか。またその取引先は作物によって異なっていると思いますが、その取引先の主なところを教えてくださいたいと思います。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

ブランド化された作物がどのようなルートで市場に出て行っているかということなのですが、JA尾鈴に聞き取りを行いましたところ、認証品のルートは品目によって異なるために一概には言えないということなのですが、全てJA尾鈴の総合選果場を経由して、市場や仲卸業のほうに出荷されているということです。

認証品の主な取引先なのですが、大きいところでいうと東京青果、東京多摩青果、延岡総合卸売市場がトップ3となっております。

また主要品目は、ミニトマトとイチゴが出荷量、取引額ともに多い状況であるということです。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 今後、どのような市場における課題があるとお考えですか。JA尾鈴の担当の話では、このような課題を指摘されています。

冒頭に申し上げましたが、世界情勢の変化による生産コストの上昇、最低賃金の引上げによる人件費の上昇及び都会との賃金格差による人材の流出、再生産可能価格での販売ができない、消費者の購入量がさらに青果物等の価格を引き下げる状況にある、物流2024問題、トラックドライバーの働き方改革による輸送問題等が挙げられています。

このような課題に対し、行政としてどのような支援ができるかお伺いしたいと思います。さきの同僚議員の質問もありましたけど、再確認をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

今言われたように、世界情勢の変化であったりとか、人材不足、あと物流2024年問題等、本町だけでは解決できる問題ではないものも多く含まれているのかと考えております。

なので、今後国の政策動向等にも注視しながら、県とJAといった関係機関一体となって、産地の維持を続けていけるように政策を立案し、農業者の支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） ぜひ、この問題につきましては、国の動向を見ながら、国の制度にのっかって、ぜひ町としても対応していただきたいというふうに思います。

次、2点目でございます。農業後継者問題についてであります。

少子高齢化した今日において、どの分野においても後継者問題を抱えています。とりわけ農業後継者においては顕著であります。町としては、農業後継者の育成として、新規就農者育成総合対策事業を構築されています。ハウス園芸等への補助が主であると思いますが、農

業後継者問題についての内容把握をされていますか。

例えば、高齢化と農業者の結婚の課題が挙げられるのではないかと思います。このような課題について、町はどのような施策を考えておられるのかお伺いをいたします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの農業後継者問題についてお答えしたいと思います。

内容把握ということなのですが、どれだけ足りないとかいうところまでは、実際、把握できていませんけど、川南町では非常に多くの後継者が育ってきているんじゃないかというふうに感じております。

その中で、先ほど言われました新規就農者育成総合対策事業については、ハウス園芸だけではなくて、露地、畜産を含めた新規就農者用の事業となっております。国・県が新規就農者に補助金を交付し、町が事務手続を行っているというような内容でございます。また、事業の全てを継承しないといけない等の要件というのがありますが、農業後継者、親元就農も利用できる事業となっております。

町では、要件によって国の事業の対象となりにくい親元就農者へも、町の独自の事業として、未来を担う農業後継者サポート補助金を実施しております。ほかに公募型の国の補助金、経営継承・発展支援事業の申請サポートを行う等で親元就農者への支援に努めているところでございます。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 新規就農者に対しては、もろもろ補助が出ておるようです。露地、畜産、それからハウス園芸、結構なことだと思いますが。

それ以外の人たち、私の地区を見たときでもそうですけれども、独身の農家の方が多いということが、これはもう私の地区だけでなく町内全域、もしくは全国的な問題であろうかと思っておりますけれども。

この農業者の結婚問題、これについては即農業ということじゃないでしょうけれども、何か考えが町としてあれば、この施策等考えがあれば、お示ししていただくとありがたいと思います。

○町長（東 高士君） 米田議員の御質問に回答させていただきます。

回答に当たるかどうか分かりませんが、昔は世話焼きおばさんとかそういう人たちがおられて、近所に誰々がいい子がいるがどうだとか、お見合いをするというようなことがあったかと思っております。私よりも以前の方だろうと思っておりますが、そういうことがあったというふうに聞いております。そういう世話焼きおばさんみたいな役割を今行政がすべき立場にあるというのは、私も町長になる前からいろんなところで、全国でそういう事業をされております。これはもう承知しております。

だから、そういう形でなるべく独り者が少なくなる。特に農家の後継者については、奥さんがいるといないので、全然そのやりがいも違うと思うんですね。1人で働くのと2人で働

くのと全く違うと思うんです。だからそういう人はパートナーを見つける、そういう役割を町がするというのは非常に必要なと思います。

できるかどうかは分かりませんが、そういう機会の場を、イベント、町の行事なんかでもそういう場を利用して、そういう出会いの場といいますか、そういうのをつくっていったらいいなというふうに思っております。そうすれば、少しは貢献できるのかなというふうに思っております。

ただ、あくまでも本人次第ですよ、こればかりは。だから、そういういろんな問題がありますが、そういうきっかけをつくる、またそういう世話焼きおばさんみたいなことをやっていくのにも、やっぱり少しは意義があるんじゃないかなというふうに思っております。議員の覚えと少し近くなったかもしれませんが、そういうことをやっていきたいなと思っております。

以上です。

○議員（米田 正直君） 今、町長のほうから答弁ありましたが、世話焼きおばさん、おじさんでも構わないんですけども。以前は恐らくこういった制度を設けて、こういう世話した人に対しては何がしかの助成があったんじゃないかなというふうに思いますけれども、あったような気がいたします。

その制度ともしくはイベントを、出会いの場をつくるイベントを開催していただくというようなことのでございますので、ぜひこれを制度化していただくと、制度化なり行事を組んでいただくと、ありがたいというふうに思います。

このイベントを組んでも、出会いの場所に来ん人が結構多いわけですね、結婚されていない方は。それで先ほど言いましたけれども、世話焼きおじさんなり世話焼きおばさんか、そういった形での制度をされると、少しはまた充実してくるんじゃないかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

農業従事者の高齢化により、地域における従来の稲作農業は、水路維持管理が非常に困難になってきています。水田の借手と所有権者との人数のバランスが取ればよいのですが、1人で数町も借りておられる場合、極端な言い方をすれば、1人で1水系を借手が水路維持管理の役務を負うというようなことも今後考えられます。

このことを考慮した場合、以前にも質問させていただきましたが、水田のパイプライン化はできないかお伺いをします。

もしくは、先ほど同僚議員の質問もありましたけれども、今後は川南町の農業分野から水田を減少させる方向に行かれるのか。国は水田から畑への転用に対する助成を考えられているようなことも耳にしますが、これについて回答をお願いいたします。

○農地課長（大山 幸男君） 米田議員の御質問にお答えをいたします。

水田のパイプライン化はできないか、また水田の減少の考えはないかということでございますけれども。水田の用水施設につきましては、川南原土地改良区、また地元の水利組合等

により施設が管理なされているところでもあります。町内において水田をパイプライン化している施設は現状ございません。草刈りと維持管理の難しい箇所を一部暗渠化するような対処は可能かとは考えますけれども、費用対効果、また工事費用に対する水利組合等の分担金の発生とか、今後草が詰まったりする可能性がありますので、そういう維持管理の難しさと水利施設全体をパイプライン化することはちょっと難しいのではないかと考えております。

それと水田の減少ということで、今、水田を畑地化する畑地化促進事業というのが、まだ新しいんですけれども、あるようでございます。

しかし、農地課の立場としては、水田用の国営造成施設、幹線用水路等、現状、補助事業等を行っているような状況でもありますし。また国営施設応急対策事業等に取り組んでおまして、今、水田のほうにいろいろ事業をやっているところでございますので、畑地化に取り組むことは相反するのではないかとということで考えているところでございます。

以上です。

○議員（米田 正直君） 川南町では水田を減らすことはない、現状のままでいくということよろしいでしょうかね。

○農地課長（大山 幸男君） 再度お答えいたします。

現状においては、畑地化に取り組む考えは今のところございませんということでございます。

以上です。

○議員（米田 正直君） 土地改良区のあるところは、そういった対策が練られるわけでございますけれども。私ども、川南原土地改良区で田を作っておったところ、平田土地改良とかですね、そういったところはもう解散して水利組合でやっております。

ところが、先ほどから言いますように、高齢化して70代、80代が出席いたします。とてもじゃないがもう10年もつかどうか分かりません。この稲作農業についてはもう限界集落と言ってもいいぐらいな状況にあります。これは、この話をすると、私たちの地区だけでなく、ほかの地区も見受けられます。

じゃあ、今後どうなるのかなというふうに懸念するわけでございますけれども、そうした対策を取るためには、将来的にはパイプライン化が今後出てくるんじゃないかと思えます。これは当然お金がかかることでしょうけども、将来の農業を担う、水田農業を守るためには、これも必要でなってくるんじゃないかというふうに私は理解しております。

町の考え方というか、農政の考え方ですね。要するに、今現在においては水田を減らして畑地化するということは考えないということで理解得ました。

次に、農業をしたいという人材があるときに、離農を考えておられる人や、既に農業をしている人の土地を購入したり、借りたいということになった場合、新規就農者に対する支援はあるのかお伺いをいたします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

就農希望者から相談があった場合には、普及センター、JA尾鈴等の関係機関で就農検討会を開催するようにしております。農地や中古ハウス、施設等の情報共有や離農者とのマッチングを図ることで、就農希望者の支援を行っておるところでございます。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 新規就農したい人には、そういったことを提供するという支援ということでございますが、金銭的な補助的な助成はないのかお伺いいたします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

費用的な助成ということなのですが、まず、初期費用負担軽減のための補助事業については、新規就農者用の国の新規就農者育成総合対策事業の活用。また要件によって国の補助事業の対象とならない親元就農者に対しては、先ほども述べましたが、町の単独事業であります未来を担う農業後継者サポート補助金、あと公募型になりますが、国と町が2分の1ずつ支援する経営継承・発展支援事業を利用して幅広く就農支援を行えるように考えております。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 後継者・事業承継者に対しては助成があるという認識でよろしいですね。はい、分かりました。

次、3点目の障がい者福祉についてお伺いをいたします。

まず、障がい者自立支援協議会についてであります。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3、協議会の設置に、「地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。」と努力義務が課せられています。

川南町は、任意団体であった障がい者自立支援協議会等からの要請に応じて、町で協議会を置くと回答していただきました。令和5年度当初予算で20名分の報酬が予算化されています。協議会の構成員と令和5年度の今までの会の内容を御教示できればお願いしたいと思います。また、協議会の設置要綱があれば、主な内容について説明をお願いいたします。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 自立支援協議会については、米田議員がおっしゃいましたように、町の執行機関の附属機関として設置しており、川南町障がい者自立支援協議会要綱を令和5年告示第42号で定めております。

協議会の構成員は、障がい者団体の代表者、障害福祉サービス事業従事者、相談支援事業者、保健・医療関係者などを予定していて、地域における相談支援体制の整備などを協議する予定になっております。

この自立支援協議会については、第1回目を12月中に実施する予定にしておりまして、まずは、関係機関のネットワークに関することについて話をする予定にしております。

以上です。

○議員（米田 正直君） 今、説明いただきましたが、協議会の構成員の一覧表、また協議会の設置要綱があれば、後で頂くとありがたいと思います。

川南町内の障害福祉を必要とする住民の心のよりどころとなるような協議会に進展することを期待したいと思います。

次に、障がい者福祉サービスの重度訪問介護についてお尋ねをいたします。

現在、川南町内において重度訪問介護を受けている人は、実人員で何人おられるのでしょうか。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 重度訪問介護を受けている方は、現在のところ4人いらっしゃいます。

○議員（米田 正直君） 障害者及びその家族がどのような悩みを抱えておられるか把握されていますか。把握しておられるのであれば、どのような対処をされているのかお伺いをいたします。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 障害者及びその家族の悩みは、その種類や程度によって様々であると思っています。障害者本人は、外出の不便さなど日常生活で困っていること、周囲の人の理解不足、就労や経済面についてなどで、御家族は同じ悩みに加えて、自分が手助けできなくなった後のことを心配されておられます。

それらの不安に対応するために、福祉課をはじめ、相談支援事業所などで相談に応じたり、障害福祉サービスを進めたり、あと、家族の会や当事者の会を紹介したりしています。

以上です。

○議員（米田 正直君） 悩みはいろいろありますということですが、就労の問題、経済的な問題、それから保護者が亡くなった後の問題とか、そういったものがあるようでございます。その問題については、相談支援センター等を利用してやっておられるというようなことでございます。分かりました。

重度障害者に対する例を一つ挙げてみたいと思います。

家族の方には、一般質問をすることへの了解を得ていることをまず通知しておきます。令和2年5月に高校1年生のI君は、自宅近くで交通事故に遭い、脳挫傷、首の骨折、肺挫傷を負い、県病院にて9時間の手術。その後も数回の手術をされ、遷延性意識障害という病名の診断を受け、同年10月に久留米市にある聖マリア病院ナスバ病棟に入所され、手厚い看護とリハビリを行い、在宅介護に移行できるところまで来ました。ナスバは、重度後遺障害者、遷延性意識障害者の専門病院で、入院期間はおおむね3年以内ということであります。

遷延性意識障害というのは、自力移動不能、自力摂食不能、ふん便失禁状態、意味のある発語不能、簡単な従命以上の意思疎通の不能、慣習的に植物状態というように定義されています。

そのI君が、近いうちに在宅介護、在宅医療が、関係機関の相互連携により可能になりました。家族におかれては、バリアフリー、リハビリスペースの確保、車椅子で入れる浴室、空調設備等、I君の安心安全を考慮した家屋も完成し、受入れは整いました。障害者福

祉サービスの内容は、重度訪問介護で2人の24時間体制ということであります。

それ以上の具体的なところは分かりませんが、このようなサービスの事例は特例ということで、6か月間認められているとのこと。家族の方は、町の対応について大変感謝をされておられます。

これから述べるのは、議員私個人の考えであり、家族の方は感謝以外のことは何も言えないとのことであります。問題は、長期にわたってのサービスが必要であり、福祉制度を利用する以外にないと思われま。

そこで、町長にお伺いをします。町長は福祉に関心があり、特に障害者福祉については特段の関心を寄せられているように思っています。6か月後のI君の福祉サービスについて、どのような考えをお持ちなのかお伺いをいたします。

○町長（東 高士君） 実は先日、I君のおばあちゃんとある場所でお会いをしました。非常に感謝をされておりまして、今後ともよろしく願いますという話でございました。町でできることはいろいろ制限等がありますけども、できるだけことはしていきますよということを申し上げました。もうその言葉を聞いただけでも結構だと、もうあとのことは何も言えないというようなことを言っておられました。

しかし、私はやっぱり優しいまちづくりという中で、ずっと当初から言っていますように、高齢者、障害を持った方、また女性や子供に優しい町というのが本来あるべき姿じゃないかなと思っておりますので。そういう方に声をかけ、またお手伝いをし、また一緒に生活できるように、今は障害者の方も一人で、何とか一人で生活できるように努力をされております。非常に大変な努力だと思います。体が動かないのに、いろんな器具を使いながらいろんなことをされています。その努力から比べれば、我々の努力なんか、もうこれっぽっちじゃないかなと思うぐらいのそれぐらいの努力をされています。だから行政としてできるだけの支援をする。これは私は当たり前だということに思っておりますので、これからもできることはやっていこうというふうに思っております。

以上です。

○議員（米田 正直君） サービスが一応6か月間ということでございます。様子を見ると担当課の説明でもありましたが、その後のことについては、町長の考えとしては、町として見ていきたいと、町でできることはやっていきたいということで捉えてよろしいでしょうか。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 6か月間というのがサービス計画の期間のことだと思います。障害福祉サービスについては、ある一定の期間を区切って支援計画を立てていきます。

I君の障害者については、在宅介護が初めてということから、まず6か月間の支援計画を立てています。6か月の間に、重度訪問介護の体制の変更や短期入所サービスなど、ほかのサービスの利用の希望があるかもしれません。

サービス内容の変更があると、新たな事業所の支援方法の確認や御家族の希望を織り込む

などして、さらに6か月や12か月の期間を区切った支援計画を立て直します。御本人と御家族が在宅介護を希望されれば、6か月で終わらず、いつまでも御自宅で生活することができますし、障害福祉サービスも利用することができます。

以上です。

○議員（米田 正直君） 家族の方や、本人ちょっと意識がないわけでありますから、家族の方の希望に沿うようなサービスを継続してやっていただきたいというふうに思います。

恐らくこれもなかなか財源が必要なことでありまして、町単独の支援が難しい場合が考えられますけれども、これを契機として、国や県に対し、障害者福祉サービスの充実について要請方をお願いしたいと思います。町長、どうでしょうか。

○町長（東 高士君） 国や県のほうには要望を続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（米田 正直君） お願いしたいというふうに思います。

4点目、中学校統合についてであります。

東町長の考えは、新中学校は建設しないが、統合は急ぐ必要があると認識していますが、間違いないですか。その統合計画の町長自身の中にある考えの進捗状況はどうなっているかお伺いしたいと思います。

○町長（東 高士君） 何回も同じことを言っておりますが、現状の国光原の中学生の現状を何とか変えたい。要するに、唐中も国中も同じ中学生なのに、ハンデを持たせたままずっと来ているというのは、非常に行政として胸の痛い感じがしますので、早くこれを解消し、統合したい。そして同じ状況で、次の高校、そして大学、そして社会人というふうな道を歩ませるのが、今生きている我々の責務じゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議員（米田 正直君） 同僚議員から先ほどいろいろ質問がありまして、大変恐縮でありますけれども、同じような質問になろうかと思っておりますけれども、御容赦いただきたいというふうに思います。

新中学校建設計画が廃止になり、白紙に戻ったと理解をしています。そうしたときに、以前と同じような手順で統合計画を進めなければならないと思います。その理由は、町民ファーストを念頭に新生川南を構築すべく、公平で公正な開かれた町政を実施し、と所信表明をされているからであります。町民の意見と専門性を持った機関の意見を尊重することだと思っております。

町民の意見を聞く方法としてアンケート調査がありますが、町長は6月議会の私の質問に対し、第三者機関にお願いをして意見集約をすべきという説明をされたと記憶していますが、今でもその考えに変わりはないでしょうか。お伺いたします。

○町長（東 高士君） 私は、持論ですが、アンケートというのは、言わば思考調査ですけ

ども、これも自分のところで題をつくって、そして収集して、それでパーセンテージが何%だと。これを第三者が見たらどう思いますか。それが本当のアンケートだというふうには受け取れません。取られないでしょう。だから、やはりこれをちゃんとしたアンケートだということであれば、第三者機関をつくって、第三者機関に委任をして、そこで全部やってもらうというのが、私は本来のアンケートのやり方だというふうにはずっと思っておりますので、もし私がそういう機会になれば、そういう形でお願いをしたいというふうには思っております。

以上です。

○議員（米田 正直君） このアンケートを調査するのは教育委員会です。町長の選挙時の公約の中で、もしくは所信表明の中でいろいろ申されましたけれども。町長の考え方としては、アンケートを行う場合は第三者機関にお願いをするという考え方だというふうに理解いたします。

また、新中学校建設反対者の中に、以前のアンケートは実施対象者が少なかったという人も多々ありましたが、1,500名を対象にしたんですけど、それが少ないという意見があったと思います。どのくらいならよいのでしょうか。

また、全住民を対象とした住民投票する考えはありませんか。これは町長か教育長、どちらか答えられるところが答えていただきたいというふうに思います。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

アンケートの実施、以前は対象者が少なかったというところなんですけど、先ほど町長のほうからも答弁があったように、今回、アンケートの実施というのは業務委託を行って、統計学上有効な形で実施をしたいというふうに考えております。あくまでも第三者が公平な形で実施するアンケート、これが皆さん、結果を見られたときに一番納得する形かなというふうに教育委員会のほうでは考えております。

また、アンケートの内容については、先ほど教育長のほうの答弁でもあったように、PTA組織の意見、それから前回のときに議会勉強会にて事前に確認を行っていただいております。これらのプロセスも踏んだ上で、アンケートの実施を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） アンケート調査を実施するという前向きな方向で取りたいというふうに思います。

選挙戦では新中学校は造らないということで、民意を問うたということではありますが、どうしても統合になると、先ほどから出ていますけれども、場所の問題で住民に問う必要があります。既存の中学校を利用するとなると、どちらかを選択しなければなりません。再度、統合に当たっての経費や長寿命化を図っていく校舎の維持費、どういった中学校を造るのか、レイアウト等、町民にできるだけ正確な情報をお示しいただき、町民の考えを聞いてみる考えはないかお尋ねをいたします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、中学校統合についてということですが、既存の唐瀬原中学校と国光原中学校の統合について、生徒数の推移、それからハード面、ソフト面の問題の洗い出しというのをやっている状況です。

また今後ですが、今後の計画といたしましては、中学校統合基本計画の策定を行い、中学校統合の検討材料とする計画にしております。また、来年度、学校施設長寿命化計画の見直しを計画しており、既存施設の調査を行った上で、施設の利用や改修の計画の策定を予定しております。

これらの調査等を材料にしてということで、いろんな検討材料を出した上で、アンケートの実施、それから御意見を伺うということになるかと考えております。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 統合基本計画を策定するという形ですかね。はい、分かりました。

住民の意見を聞くということであれば、再度、統合に当たっての調査事項の欄に、町長は新中学校は建設はしないと公約しましたが、町民の皆様はどうお考えですかというようなことを問い、町長がいつも言うておられる、民意を再確認する考えはないかお尋ねをいたします。

○町長（東 高士君） 今の米田議員の質問ですけれども、再度確認のためのアンケートを云々と言われましたけれども、もうそれは既に4月23日の総選挙で、統一地方選挙で終わっております。だから現に私ここにいるわけですから、それは必要ないと思っております。

ただ、そういうどちらの学校がよろしいでしょうか、そしてどういう形のをやります、そういうのは教育委員会の仕事ですので、教育委員会のほうで中学校の説明会、また住民説明会等をやって御理解を頂く、それしかないと思っております。その会を開くためには、我々が協力をしていかないといけないんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議員（米田 正直君） アンケートは教育委員会が作成をするということでございます。その内容について、町長は今、その必要はないということでございますが、それは越権行為だというふうに私は思います。

やはり中学校どちらかを選ぶ、もしくはというのがあると思います。中央でなくても結構だと思いますが、ほかの方法もあるのではないかとというふうに考えます。例えば、国中から唐中、国中の人は唐中は嫌だと、唐中の人は国中は嫌だという人がおられるかもしれない。じゃあ、どうするかという考え方。

町長は公約の中に、こうこう言いましたけれども、そういうふうに取りられましたけれども、それを町民の皆さん、再度どうお考えですかというようなことは、アンケートの中に入れてもいいんじゃないかというふうに思いますが、どうでしょうか、教育委員会では。担当課長なり教育長。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問が、そういう考えをアンケートにという……。

実際、今この場でアンケートはどういう形にするかというのは、まだちょっと明言できない状況であります。先ほど教育長の答弁にもありましたように、これから意見を聞きながらということで、そういうことも決めていきたいということで。まさに教育長が答弁したように、現状、白紙からということで進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 白紙になりましたので、白紙の中にこの文字を、この言葉を入れていただくと大変ありがたいというふうに思います。

最後に、これからの川南町における教育行政の根本に関わることなので、確認をしておきたいと思えます。

地方自治法と地方教育行政の組織及び運営に関する法律の関係について、地方自治法第147条「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」、地方自治法第148条「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。」という条項を基に、教育基本法や教育委員会の不法な支配にならないと6月議会で発言をされています。

地方自治法が優先すると解されてきたような気がいたしますが、今でもそう思われているか。町長にお伺いをいたします。

○町長（東 高士君） 私の考えは全然変わっておりません。教育行政につきましては教育委員会が主でありますので。私は、総合教育会議でも言いましたように、予算をつける、いろんな行事やる、例えば校舎を造るなら校舎を造る予算の執行は私が持っておりますので、私が決める。細部の内容につきましては教育委員会が全部やることです。これはもう最初からずっとぶれておりません。

以上です。

○議員（米田 正直君） 6月議会の議事録を見ていただくと分かりますが。これは私が言ったのは、町長が言った言葉をそのまま今言ったまでのこととあります。そういう今の発言のようであれば、それが正解だというふうに思っております。この関係は、法制執務上、上位下位はないということとあります。

したがって、教育委員会の職務権限を逸脱するようなことはあってはならないということとあります。中学校統合についても教育委員会の権限を尊重していただき、川南町の児童生徒が教育基本法にうたわれている教育の目的、教育の目標が達成できる学校を持続運営してもらいたいと切に願いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○町長（東 高士君） やはり学校は何のためにあるかということです。私は公民館長をやっているとき、松原の元校長先生からいろいろ教えられました。教育には3つあると。家庭教育、学校教育、それと社会教育だと。これで子供を育てていくんですよということをおつ

しゃいました。そのうちの一つの大きな、今米田議員が言われたように学校教育だろうと私は思います。

学校教育はやはり教育委員会が主となり、そして教育の質を上げる、要するに学力を上げるということが一番大事じゃないかと。併せて、健全な体をつくるというのがやっぱり学校の目的じゃないかなというふうに思っておりますので、それについては惜しまない努力をしていこうというふうに思っております。

以上です。

○議員（米田 正直君） これで質問を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

午後 5 時05分散会
